

平成22年第7回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月8日（水）から12月22日（水）まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月8日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
9日	木			
10日	金			
11日	土			
12日	日			
13日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
15日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
16日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
17日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
18日	土			
19日	日			
20日	月			
21日	火			
22日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成22年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
平成22年 12月 8日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年 12月 8日 午後1時00分				日高直幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年 12月 8日 午後1時30分				日高直幸	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席 12人 欠席 1人 欠員 0人	会議録署名 員		10番	川野高實	11番	毛利 喬

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜久男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成22年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 鞍手町病院事業運営協議会委員の推薦
- 日程第5 議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第89号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例
- 日程第13 議案第90号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成22年12月8日（第1日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

只今から平成22年鞍手町議会第7回定例会を開会します。
教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
教育長。

○教育長 山本 喜久男君

鞍手町立鞍手分校の校名改称について行政報告をいたします。
鞍手分校は時代の変化に対応すべく、学科の改変、就業年限の柔軟な適用等により、学校の活性化を図ってまいりました。

今年で学校創立60周年を向かえ、これを機に学校、同窓会、父母教師会、生徒の中で、校名改称に向けた気運が高まりました。鞍手町立の中間定時制高等学校としてのより特色化を図り、生徒が意欲をもって学習に励み、学校への誇りをもって社会へ育って行くよう校名を改称することにしました。

校名改称に至る検討の経過については、平成22年6月に学校長、同窓会会長、父母教師会会長による校内準備委員会が設置され、7月には教育委員会と事前協議し、9月に鞍手町と教育委員会で校名改称について協議をしました。

その後、鞍手町立鞍手分校校名検討委員会が設置され、第1回検討委員会では、新校名の候補を上げるとともに、分校職員、生徒に対するアンケートの実施。第2回検討委員会におきましては、提言書の作成にいたしました。

10月25日には鞍手町立鞍手分校校名検討委員会より、鞍手町教育委員会に校名改称についての提言があり、11月8日に臨時教育委員会を開催し協議した結果、豊かな人間性を養い、未来を開拓し、大きく羽ばたく生徒を育てる学舎とする。筑豊を愛し、そこから大きく飛び立つことが出来るようにという理由から、新校名として福岡県立鞍手高等学校鞍手町立「豊翔館」が望ましいと決定しました。本議会へ関係条例を提案いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上行政報告をいたします。平成22年12月8日。

○議長 日高 直幸君

以上で行政報告を終わります。

先ず、町長より提出されています工事請負契約状況報告書及び入札結果調書、監査より提出されています、例月現金出納検査報告書をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

次に本日まで受理しました請願1件、陳情1件はお手元に配布しています請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において10番議員 川野高

實君及び11番議員 毛利喬君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月22日までの15日間と決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案は適当と認めることに決定しました。

次に日程第4 鞍手町病院事業運営協議会委員の推薦を議題とします。

鞍手町病院事業運営協議会委員に、引き続き、岡崎邦博君、宇田川亮君を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長推薦のとおり決定しました。

次に日程第5 議案第82号 及び日程第6 議案第83号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第82号 及び 日程第6 議案第83号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第82号は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、福岡県公費医療費支給制度のひとり親家庭等医療費支給事業県補助金交付要綱の別表ひとり親家庭等医療費支給対象者に、新たに「母が死亡した児童」、「母の生死が明らかでない児童」が追加されたことにより、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

以上が、議案第82号の概要であります。

次に日程第6 議案第83号は、鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成23年4月1日より、鞍手分校の名称を「鞍手町立豊翔館」とするため、鞍手町立学校設置条例の一部を改正するものです。

またこれに伴い、鞍手分校授業料等徴収条例及び鞍手町立学校教育施設使用に関する条例の一部を改正するものです。

以上が、議案第83号の概要であります。

以上、日程第5 議案第82号 及び 日程第6 議案第83号の2件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第7 議案第84号から日程第11 議案第88号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第7 議案第84号から 日程第11 議案第88号までの5件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第84号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）であります。本補正予算は、歳入につきましては、長引く景気低迷の影響を受け個人町民税が減額となるとともに、中学校校舎耐震補強工事が完了し事業費が確定したことから、国庫補助金などを減額する一方で、固定資産税の増額や過疎地域指定に伴う過疎対策事業債並びに退職手当債を増額するなどの補正予算となっています。

歳出につきましては、民生費において障害者自立支援の医療給付費が増えたことや、広域

保育所等への入所児童が増えたことによる負担金の増額を行っております。

また、病院事業債の一部を過疎対策事業債に組み替えたことにより、通常の後期分繰出金の補正額に起債組替分を加算した補正を行っております。

下水道事業債についても、一部を過疎対策事業債に組み替えておりますので、下水道事業特別会計への繰出金を増額しております。

さらに、依願退職者に伴う退職手当を増額しております。なお、中学校校舎耐震補強工事につきましては、工事が完了したことに伴い不用額を減額しております。

これらの財源といたしまして、現時点で確定している地方特例交付金、普通交付税、国・県補助金及び財政調整基金からの繰入金等を充て、歳入歳出それぞれ253,764千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6,499,609千円といたしました。

主な補正内容は、

歳入では、

町民税 減額	△40,312千円
固定資産税 追加	12,418千円
民生費負担金 追加	8,501千円
民生費国庫負担金 追加	21,215千円
民生費国庫補助金 追加	6,253千円
教育費国庫補助金 減額	△13,559千円
民生費県負担金 追加	14,914千円
民生費県補助金 追加	9,507千円
衛生費県補助金 追加	1,147千円
総務費県委託金 追加	2,408千円
雑入 減額	△9,687千円
町債 追加	239,600千円

歳出では、

2 款 総務費で

一般管理費 追加	43,884千円
財政調整基金費 減額	△108,440千円
電算管理費 追加	2,663千円
徴税費 追加	1,811千円
選挙費 追加	3,662千円

3 款 民生費で

社会福祉総務費 追加	1,803千円
老人福祉総務費 追加	5,138千円
重度障害者医療対策費 追加	9,852千円
障害者自立支援費 追加	29,947千円

児童福祉総務費	追加	4,036千円
児童福祉施設費	追加	52,316千円
乳幼児医療対策費	追加	11,042千円
4款	衛生費で	
保健衛生総務費	追加	146,570千円
予防費	追加	3,432千円
8款	土木費で	
下水道総務費	追加	83,520千円
10款	教育費で	
中学校管理費	減額	△26,100千円
定時制高校管理費	減額	△3,081千円
学校給食総務費	減額	△1,902千円

以上が、補正予算第5号の概要であります。

次に日程第8 議案第85号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、前期高齢者交付金及び納付金の確定に伴う国庫支出金・療養給付費交付金・県支出金の変更により歳入歳出予算の補正等を行ったものであります。

関係予算項目を調整し、歳入歳出それぞれ5,624千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,237,943千円としました。

主な補正内容は、

歳入では、

3款	国庫支出金	追加	102,403千円
4款	療養給付費交付金	減額	△7,632千円
5款	県支出金	追加	3,118千円
7款	前期高齢者交付金	減額	△105,316千円
10款	繰入金	追加	1,803千円

歳出では、

1款	総務費	追加	1,803千円
3款	後期高齢者支援金等	減額	△9,390千円
4款	前期高齢者納付金等	減額	△251千円
10款	諸支出金	追加	2,214千円

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に日程第9 議案第86号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,718千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ745,515千円としました。

主な補正内容は、
歳入では、

6 款 一般会計繰入金 追加	83,520 千円
7 款 町債 減額	△89,100 千円

歳出では、

1 款 総務費 追加	7,170 千円
2 款 建設費 減額	△452 千円

といたしております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に日程第10 議案第87号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分等に伴う収支等の調整を行った結果、

収入の総額を27,059千円追加し、2,746,260千円とし、支出の総額を72,080千円追加し、2,698,391千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第1項 医業収益40,823千円を減額。

第2項 医業外収益67,882千円を追加しています。

支出については、

第1款第1項 医業費用60,769千円を追加。

第2項 医業外費用11,311千円を追加しています。

なお、収支差引47,869千円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分に伴う収支等の調整を行った結果、

収入の総額を11,357千円追加し、105,957千円とし、

支出の総額を61,424千円追加し、199,228千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第1項 他会計負担金 52,398千円を追加

第2項 特別利益 1,159千円を追加、

第3項 企業債 42,200千円を減額しています。

支出については、

第1款第1項 企業債償還金 61,424千円を追加しています。

なお、収支差引不足額 93,271千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に日程第11 議案第88号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、入所者の負担限度額変更に伴う調整や通所者の利用時間の延長に伴う収入等の調整を行った結果、

収入の総額を 7,864千円追加し、339,780千円とし、

支出の総額を 712千円追加し、331,800千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第1項 施設運営事業収益 7,589千円を追加

第2項 施設運営事業外収益 275千円を追加しています。

支出については、

第1款第1項 施設運営事業費用 712千円を追加しています。

なお、収支差引 7,980千円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、

収入の総額を504千円追加し505千円とし、

支出の総額を64千円減額し、23,496千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第2項 特別利益504千円を追加しています。

支出については、

第1款第2項 建設改良費64千円を減額しています。

なお、収支差引不足額22,991千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

以上、日程第7 議案第84号から 日程第11 議案第88号までの5件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第12 議案第89号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

香原議会運営委員長。

○3番 香原 暹君

議案第89号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月8日提出

議会運営委員会委員長 香原 暹

提案理由

行財政改革の視点により、鞍手町議会政務調査費の交付額を特例により減額するため、地方自治法第109条の2第5項及び鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。以上です。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第89号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第89号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第13 議案第90号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

香原議会運営委員長。

○3番 香原 暹君

議案第90号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月8日提出

議会運営委員会委員長 香原 暹君

提案理由

行財政改革の視点により鞍手町議会議員の費用弁償を見直すことから、地方自治法第109条の2第5項及び鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。以上です。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第90号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第90号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第90号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第90号は原案のとおり可決されました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日から12日までの4日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日から12日までの4日間を、休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時30分

平成22年鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
平成22年 12 月 13日（月）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年 12 月 13 日 午後1時00分				日 高 直 幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年 12 月 13 日 午後4時07分				日 高 直 幸	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席 11人 欠席 2人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10番	川野高實		12番	栗田幸則	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成22年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月13日 午後1時開議

第2号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

平成22年第7回定例会

No. 1

質 問 者	質 問 事 項 及 び 質 問 要 旨	答 弁 指 定 者
8 番 田中二三輝	<p>1. 「過疎地域自立促進計画」に添ったまちづくりの構想について</p> <p>(1) 「人口増加」のための基本的な考えは</p> <p>(2) インターを活かすための都市計画道路の今後の整備計画は</p> <p>(3) 「工業団地」がない状況下で如何に企業を誘致するのか</p>	町 長
6 番 岡崎 邦博	<p>1. 中学校保健体育科における武道完全実施に向けての取組みについて</p> <p>(1) 平成22年度・23年度の移行期間における取組みと24年度からの完全実施に向けての施設や用具の整備、指導者確保についての考えは</p>	教育長 町 長
3 番 香原 暹	<p>1. 消耗品の購入及びコピー機の使用に関する諸問題について</p> <p>(1) 総務課備え付けの使用台帳と実際の印刷枚数との相違は</p> <p>(2) 公共下水道事業補助金の目的外使用は</p> <p>(3) 県の監査の内容は</p> <p>(4) トナーの購入本数は</p> <p>2. 地域振興券について</p> <p>(1) 補助金を付けなかった理由は</p> <p>(2) 県商工部中小企業振興事務所との対応は</p> <p>3. 情報公開について</p> <p>(1) 情報公開の趣旨目的は</p> <p>(2) 鞍手町の情報公開の公開度は</p> <p>(3) 情報公開の今後の対応は</p>	町 長 町 長 町 長
13 番 宇田川 亮	<p>1. 介護保険料の引き下げと減免について</p> <p>(1) 県広域連合の21年度決算の状況は</p> <p>(2) 保険料の引き下げと減免制度の要望は</p> <p>(3) 単独運営した場合の試算は</p> <p>2. 住民負担の軽減について</p> <p>(1) 私が行ったアンケート調査によると、収入は減る一方で、住民負担が重いという結果が出ましたが、町長の認識は</p> <p>(2) 負担軽減を考えるべきでは</p> <p>3. 住宅リフォーム助成制度について</p> <p>(1) 6月議会で、地域活性化交付金の活用も含めて検討するということがしたが、その結果は</p> <p>(2) 町内業者の仕事を増やし、かつ安心・安全な住宅環境づくりのためにも、町単独でも制度創設を</p>	町 長 町 長 町 長

質 問 者	質 問 事 項 及 び 質 問 要 旨	答 弁 指 定 者
<p>1 番 須藤信一郎</p>	<p>1. くらじの郷の入浴施設について (1) 平成21年度の収支状況は (2) 利用時間は (3) 町外利用者の料金は (4) 町外身体障がい者の料金は</p> <p>2. 室木線の跡地の問題について (1) 室木、八尋、鞍手、古月の駅跡地に記念の標識を設置したらどうか</p> <p>3. 教育問題について (1) 小中学校の統廃合についての考えは</p> <p>4. 西川浚渫の問題について (1) 西川浚渫について、当初の計画より縮小された理由は</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教育長</p> <p>町 長</p>

平成22年12月13日（第2日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

12月8日本定例会の会議録署名議員として毛利喬君を指名しましたが、本日は欠席でありますので、本日の会議録署名議員に12番議員 栗田幸則君を追加指名いたします。

次に日程第2 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に8番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

○8番 田中 二三輝君

通告書に従いまして一般質問を行います。

平成22年4月に本町は過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、再びその該当自治体として指定されました。これに伴う過疎地域自立促進計画が9月議会で認定されています。この期間は平成22年4月1日から平成28年3月31日とされています。

過疎地域自立促進計画の中にあるとおり、平成12年以降人口の減少に歯止めが掛からない状態である自然的要因は少子高齢化であり、社会的要因は若年層の流失とあります。更に、この傾向は今後も続くと推測され、本町の人口維持、増加は厳しいものがあるとの分析であります。現状では正にこのとおりであると誰もが思うところですが、この鞍手町にある数多くの歴史的資産から、この地の地域力は生かされていないと考えます。

日本を代表する2大政令指定都市の中間に位置するこの地の利便性を向上させ、町内外に大きくアピールすることが重要となります。地域の自立促進基本方針には、住環境の整備促進と、若者の定住に繋がる住宅誘致の取り組みとありますが、町内の若者の定住は勿論大切なことと思いますが、これは1つの要素であり、町外から若い方々が定住地として鞍手町を選択して頂かなければならないとも考えます。

都市部で話題となっている待機児童は、町内は0です。そして教育環境を充実し、鞍手町の学校に通わせたいと思われる学校づくりや、教育内容も子どもを持つ若い親を受け入れる要素であると考えています。更に若者だけでなく、社会的経験、知識豊かな高齢者層に対しても、安住の地としての鞍手町を選択して頂ける町にして行かなければならないと思っております。

このためには、公共交通網の拡充が欠かせない要素であり、きめ細かな整備が必要となりますが、残念ながら現状は程遠いものがあります。都市に住む田舎暮らしに憧れる高齢者の方々にも住んで頂ける町づくり、この2大要素で町外の若者から高齢者までが住みたくなる元気な田舎、人情ある田舎で住宅、自然豊かな地域を計画的に整備促進し、人口の増加に繋

げて行く必要があると思いますが、町長の人口増加に関する基本的なお考えをお伺いします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

先ず1点目は、人口増加のための基本的な考えということでございます。

過疎地域の指定を受けまして、鞍手町過疎地域自立促進計画を策定し、9月の定例会で議決を頂いたところでございます。この計画に沿った町づくりの中で、人口増加のための基本的な考えについてご質問を頂いていますが、本町の人口は現在約1万8千人ですが、平成27年には1万6千人前後まで減少するのではないかとという予測はあります。このような状況の中で人口を増やして行く方向性としては、人が住みたいと思う魅力ある町の基盤を充実させて行くことが必要だと考えています。

ハード面では、鞍手インターチェンジや遠賀川渡架橋等のインフラ整備、また上水道の高度浄水施設の整備や、下水道エリアの拡張等の環境の整備等により、都市基盤の充実を図り、企業誘致、住宅誘致を積極的に取り組んで参ります。

一方ソフト面では、高齢者福祉や医療体制の充実に力を注ぐとともに、町特産物のブランド化等に取り組むこととしています。

ハード、ソフト両面からの取り組みによって、住みやすく、安全で安心な魅力ある町づくりを進めて行くことが、定住人口の増加に繋がって行くものと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

町長の人口増加に関する基本的なお考えは分かりました。

今の町長のお言葉の中にもありましたように、インターの開通や遠賀川渡架橋の工事が現在着々と進んでいるところは皆さんご承知のことだと思います。これらを積極的に利用するには、町内の道路網の整備が欠かせないと思います。

インターへのアクセス道路は、開通時は産業道路までと聞いていますが、都市計画道路はその先が未着工の状態でございます。また遠賀川渡架橋からの直進部分についても、未整備の状態です。これらは公益的な交通体系としてその利便性を高め、地域の活性化のためには欠かせないものがあると思っております。

この都市計画道路の整備計画並びに町外からの広域的な道路整備等についてお伺いします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本町の中心市街地が交差する鞍手町都市計画道路は、平成17年3月14日に直方鞍手線が福岡県で決定され、また同日付けで北九州鞍手線は町で決定しています。

この内直方鞍手線については、現在インターチェンジのアクセス道路として整備中であり

ます。今年度中に本町と今村線、いわゆる産業道路までの区間1.2キロメートルが完成し、供用開始する予定となっています。残りの2.6キロメートルについては、建設に多額の財源が必要なことから、今後とも県道としての整備促進を県に対し強く要望して行きたいと思っております。

なお当面の交通形態等を考慮しますと、産業道路から猪倉のサンダースイミングクラブのところまで、県道と接続させることが急がれると考えていますので、福岡県への要望を密にしているところでございます。

また北九州鞍手線については、北九州側の起点である遠賀川渡架橋が平成25年度の供用開始を目指して現在整備中であります。本線についてはインターチェンジの機能を最大限に生かすためにも、アクセス道路である直方、鞍手線との結節地点まで整備が基本であります。JR筑豊本線との立体交差の問題等もありまして、建設整備には多額の財源が必要となることから、今後とも国、県等の関係機関と協議、連携し、事業の推進を図って行く所存でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

多額の財源が必要であるということは私も容易に推測するところでございますが、出来るだけ早い実現に向けた町長のご尽力にご期待をいたします。

先程中心部の話がありましたが、私は周辺市町からの入口部分に当たる道路の整備は、鞍手町の第一イメージを確定する要素を持っていると考えています。

町内入口部分の整備は、鞍手町のアピールにもなりますし、町内の道路整備は住民の安全確保にも繋がります。更に運転者の安全確保にもなると考えています。

町づくりは道づくりであると確信しています。積極的な道路整備に取り組んで頂きたいと思っております。これらのことをご考慮頂いて、町長もう一度道路整備についてお答え頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆるインターチェンジ、渡架橋を総合しての道路整備を再度質問ということでございます。

道路事業に掛かる費用は相当な金額になりますが、道路整備は地域活性化の必要不可欠なインフラと考えています。財源確保は困難な状況の下で道路整備に期待しているのが実状でございます。

町内の幹線道路になる県道については、改良工事、歩道整備等の事業を進めて頂いております。今後も整備促進を働き掛けて行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

是非よろしく願いいたします。

次に、同じく過疎地域自立促進計画の中にあります、地域自立促進基本方針では、インターチェンジや遠賀川渡架橋のインフラを活用した土地利用を促進し、企業誘致に積極的に取り組み、就業機会の確保を図るとあります。しかし企業や商業施設の誘致に関しては、私の考えと現状が大きく懸け離れていると思っております。

企業の立場で考えたとき、その土地の形状や道路状況等の条件が整っているのかが、進出に当たっての大きなウエートを占めるものと思っております。残念ながら鞍手町内に直ぐに進出可能な工業団地や、商業施設予定地はありません。

町長の所信表明の中には、オーダーメイド

による企業誘致とあります。この企業誘致の基本的な考え方は、私とかなり距離のあるものと思っております。しかしながら私の考えが正しいものとして押し付けるつもりはありません。そのことはご理解頂いて、町長が目指す企業誘致の方針や方策等についてお伺いいたします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

工業団地で企業誘致をどうするかということですが、企業誘致を推進して行くためには、その受け皿となる工業団地が必要なことは、基本的に承知しています。しかし工業団地の造成には、用地の取得をはじめ、道路や上下水道、電気、光通信等のインフラ整備が不可欠であります。

近隣市町も工業団地が整備されていますが、昨今の厳しい景気動向から筑豊地区では新規進出企業は、平成20年度が6件、平成21年度は0件という厳しい数字となっています。厳しい行政運営の中にある本町におきましては、現時点で多額の投資をして、工業団地を整備することは困難な状況であります。そのため町ではパンフレットを作成し、オーダーメイドによるPR活動を行っております。

今後も工場適地となる町有地や売却希望の民有地を選出し、企業ガイドやホームページで積極的に紹介するなど、立地希望企業に対し、幅広く積極的な情報の提供に努めていきたいと考えています。

また県の東京事務所企業誘致アドバイザーや、主に鞍手町出身者で現在首都圏の企業等において活躍されている方をがんばる応援隊として協力を頂いているところでございます。皆様方からのご支援を仰ぎながら努力して行きたいと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

町長の現在行われているご尽力等については十二分に分かりますが、企業はその誘致に積極的な自治体や希望に合う立地条件、インフラ整備等の総合的な要因で且つ、即座に進出可能な場所を選択肢に持っていると考えています。

当然、本町に進出した場合は、輸送手段は陸路となるわけでございます。大型車両の搬入、搬出が可能な、広大な用地を準備する必要があると思っております。例えそれが一時の間空き地となったとしても、工業団地は準備すべきであると強く感じています。用地を準備し、企業にアピールし、進出して頂く手順は必要不可欠であると思っております。

私の意見で町長の考えが変わるとは思いませんが、工業団地の開発や必要性について、もう一度お答え頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

工業団地を更に突き進んで開発したらどうかという意見でございます。今は非常に不景気で投資すべきか、そこが一番分れるところでございます。筑豊地域へ企業進出が殆ど0です。そういう状況の中で、何億を掛けて造成して、第2の小牧団地のような形にはしたくない。今やっているのは、地方等で活躍されている方と連携を取り、情報を頂きながら、工場を誘致するというところでございますが、大手の企業も土地については、全く手を出すという気持ちはないようでございます。

何れにしても、そういう状況の中で財源的に厳しい面がありますが、本来は今作っておくのが一番いいわけですが、しかし財源があつてのことでございますので、この辺のところは時期を見ながら、時期が来れば積極的に取り組んで行きたいと思っております。

工業団地を作れといいますが、県の指導は、特に農地もある程度潰していかないと場所もあり、県が言うのは企業が来たら造成許可をしますと、そういうこともありますから、作って待つておくというのが出来る場所もありますが、その辺が規制の関係で非常に難しいという状況もあるということをご理解して頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

今のお答えの中に、町長が工業団地は必要であるがというご答弁を頂きました。私もそのように思いますし、本来は不景気である今が、土地の価格が安いと総合的に考えられますし、今土地を購入すべきであるということの考えは一致しているようでございます。

最後に経済学者等によれば、今後日本は少子高齢化社会ではなく、人口減少国家になると言われている学者が数多くおられます。町の将来の発展だけでなく、鞍手町が属する広域的な地域の発展等を視野に入れた、広い意味での地域づくりが必要になるということは明らかであると思っております。

過疎という響きは暗いものがありますが、私は今がチャンスだと思っております。平成2

0年12月26日に福岡県が告示しました鞍手都市計画には、豊かな自然と歴史あふれるにぎやかな田舎の実現ということが謳われています。この中にありますように自然環境と調和したコンパクトな町づくり、誰もが便利で快適に暮らせる町づくり、緑あふれる安全で快適な町づくりを基本理念として定めるとあります。

これは乱開発を避け、計画的な開発を行い、町内を各ゾーンに分け、住環境や田園環境と調和した工業ゾーン、優良農地や集落地等を田園集落ゾーンに位置付け、自然、環境ゾーンを設け、都市機能の集積を図り、利便性の高い快適な住宅地の整備を行い、過疎地域自立促進計画の中にある、多くの事業の取り組みと実現に向けた町づくりに対する町長のお考えをもう一度お伺いいたします。

町長、お願いがあります。これら多くの事業の取り組みについては、先程から出ています財政面の苦慮は十分理解しています。先立つものがない、だから出来ないという回答は是非避けて頂きたいと思います。

町長がこの町への思い、町の将来像、イメージを前向きな積極的な町づくり、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、再びその該当自治体として指定された今が、町づくりのチャンスだという思いをお伺いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われていることは私も十分理解をしています。

過疎地域指定もそうですが、インターチェンジの供用開始は、町に取りましても大きな転換期であると期待をしています。そういうことも踏まえて、今後の町づくりに取り組んでいきたいと思っております。

お金のことは言うなと言いますが、基本的には財政がないと基盤が安定しないと出来ないということだけは、基本的に理解に立って頂きたいと思います。その中で行財政改革もやっています。

但し企業ははっきり来るということになれば、予算が掛かっても突っ込んで行きますよ。来るために努力をしているということもご理解して頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

町長、是非積極的に企業誘致や、今の言葉にありましたインターチェンジの開通に伴う積極的な町づくりに取り組んで頂きたいと思います。

町長のお立場でお答え頂ける範囲内でのお考えや、ご意見等をお聞かせ頂けたと思っております。更なる積極的な町づくりのために、事業達成に向けた努力に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に6番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

○6番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問いたします。

今回は、平成24年度より新学習指導要領が実施されますが、その中で中学校の保健体育科の中で武道が完全実施されますが、そのことについてお尋ねします。

平成20年6月に現行の学習指導要領から、新しい指導要領に移行するための必要な処置について文部科学省から告示がされました。21年度より23年度までが移行期間、24年度より完全実施ということになっています。

この新学習指導要領の中で、保健体育科は今まで選択となっていた武道が必修の取り扱いとなったため、県は武道への道義付けや教員の指導力向上を図る、武道教育等充実事業を重点事業として取り上げ実施をしているところです。具体的には武道師範派遣事業や、武道指導者実戦事業を通して中学校武道必修化に向けて武道等指導の充実、改善を図るため取り組んでいます。

鞍手町としては、その中で平成22年度は半ばを過ぎましたが、22年度、23年度の移行期間に於ける取り組みと、24年度から完全実施に向けての施設や用具の整備、指導者の確保についてどのようにお考えになっているか、また実施しているかをお尋ねいたします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問にお答えいたします。

中学校の学習指導要領では、武道は剣道、柔道、相撲等があります。地域や学校の実態に応じて長刀等、その他の武道を含めた中から1つ選択し、尚且つ3年間を通じて同一の種目を履修することを原則としています。

配当時間、種目は教育環境である施設や指導者を考慮して、学校長が決定することとなっており、武道については年間12時間程度を予定しております。完全実施するのは平成24年度からですが、南北両中学校とも来年度から体育館を使用し、剣道を試行するようにしています。

本年度は実施に向けての準備期間中であり、鞍手南中学校では竹刀20本、剣道用具一式10セットを購入しています。鞍手北中学校では木刀を30本購入しています。

指導者の確保については、鞍手北中学校には体育科教員に剣道の有段者が在籍しており、効果的或いは継続的な指導が出来ると思っております。他の体育科教員についても、県教委が行う剣道指導者研修会に参加して、既に剣道を履修しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

この中では、その学校の実態、実状に応じて学校長が決めるとなっています。

今のご答弁によりますと、剣道の有段者が先生にいらっしゃるということですので剣道ということになったのかなと思います。一般的に福岡県の教育委員会にお尋ねしますと、柔道の方が剣道に比べると約倍ぐらい実施をしている中学校が多いというようなお答えを頂いています。

そこで鞍手町として柔道についてはどのようなご検討をされたのかについてお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

先ず学校施設でございますが、現在両中学校とも柔道の道場がございません。部活動で北中学校が中央公民館の道場を使っている状況下にあります。柔道をしますと武道場という設置が必要になって来るかと思えます。剣道でしたら体育館で出来るということ、指導者がいるということでございます。

ご指摘のように県下の状況を見ますと、柔道を22年度に実施または予定しているという率は53%近く。剣道は27%近くという状況下にあります。相撲については13%近く、これは県内のデータでございます。

しかし地域性というのがございまして、私は北九州教育事務所管内を調査しましたら、北九州管内では22校中学校がございまして。柔道は22%、剣道は59%でございます。こういったように剣道の方がこちらでは多いと。どういった訳でそういうことになるかと申しますと、非常に安全であることが第1条件でございます。武道場がない中で柔道というのは、仮に体育館或いは空き教室に畳を敷いたとしても非常に危険が伴う。或いは畳の持ち運びその他も必要になって来ますし、一寸無理があるということです。

危険度等の全国データを見ますと、剣道の重大事故と柔道の重大事故を比較しますと、柔道の方が5倍ぐらい危険度があるというデータも出ています。こういうことも学校長あたり、或いは学校が考えた上で剣道を選択したということになるかと思えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

学習指導要領の中でも、怪我については十分配慮をしてということになっています。実際柔道の方が5倍ぐらい危険というふうなデータがあるということですが、先程言いましたようにそれでも県下の中では柔道を取り組んでいるところが多いのですが、近隣の自治体を調査して見ますと、自治体の名前を出していいか分かりませんが、ある町では2校中学校あった場合は剣道と柔道をしています。

市では4校中学校がある内の2つずつであって、そこは武道場を完備しているかというところではなく、どのようにするのですかとお尋ねしますと、体育館に畳を敷いてその下にスポンジを引き、木枠で囲んで、畳がずれないようにして72畳ほどの畳を敷いてしますと。

取り外しはどのようにするのですかとお尋ねしましたら、これは武道をする前に生徒に敷いてもらうようにするというようなお答えをされていました。

武道場を完備していなくても、そこに指導者がいれば、私は柔道も検討の余地があるかなと思います。

これは正確なデータを私が知っているわけではありませんが、企業人口においては、底辺は柔道の方が日本は多いかなということもありますし、また鞍手町においても、先程武道場のことを答弁の中で言われましたが、武道場を使って小学生、中学生を指導されている方も実際います。

鞍手町だけでなく、植木の生徒もいるようなのですが、30人程の子どもさん達を指導していると。その方は教育長もご存じのように北中の柔道部も外部コーチとして指導をされています。鞍手町の環境としては、私は柔道を選択しても十分に授業として成り立つ環境があるのではと考えていました。

鞍手町が剣道を選択したということであればそれで良いのですが、学校の先生がずっと10年間に亘って北中に居るということも限りませんし、何時異動があるか分かりませんので、そういう意味では、何時でも柔道が選択出来る余地も考慮すべきではないかと思います。

大規模校に於いては、剣道と柔道を両方やっているところもあります。それは子どもに選択をさせて、授業をするようになると思いますが、本来新学習指導要領の中では、1、2学年に於いては武道に親しんで、3年時に実際に今後高校を含めて取り組みたい武道の種目を決めるというようなことにもなっているように思います。北中の場合ですと体育の先生は2人配属されているということですので、出来れば剣道と柔道の研修を受けて頂いて、何時でも柔道に移行出来るような考えも持って頂ければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘のように武道は剣道だけではございませんので、長い目で見ますと柔道も指導出来るような教員養成が必要であろうと思っております。そういった時点でまた柔道も取り入れて行くということで考えて行きたいと思っております。

1つだけ補足説明をさせていただきますと、保健体育の中で1年生から3年生まで年間90時間です。その中で各学年僅か10時間から12時間ぐらいを、今移行期間で武道を入れるか、入れないかがあるわけですが。1年生については平成22年度、23年度も同じですが、ダンスを取るか、武道を取るかで、今はダンスを取っています。

今は武道の用具等を準備して武道に入りやすく23年度からやって行くということで、文部科学省は、武道は必修で今は移行期間だと言ってはいますが、体育の時間は増えていません。しかし理科、数学は年次を追って学年で1時間ずつ増えています。理数科については21年度から、特に理科等は移行に十分入れるわけですが、時間的に余裕がございますから。従いまして週に体育の時間は2.6です。これが平成24年になりますと週に3時間になり

ます。それで武道が入る余地があると。24年から完全実施ということは、年間を通して105時間になります。今は年間90時間しかございません。そういうことを補足させて頂きました。

柔道場がある学校については柔道を選択する学校が多いのです。部活で柔道場を持たない学校については、割合に剣道、いよいよないところは相撲も男女とも選択するわけですから、必修であるわけですが僅かなパーセントです。管内でも22校中、相撲を選択した学校も13%あります。以上一寸補足しておきます。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

補足してご答弁を頂きました。鞍手町は剣道ということで構わないと思います。北中の場合は剣道で用具として竹刀が20本と、用具一式が10セットということですね。南中の場合は木刀が30本ですか。その辺をもう一度ご答弁頂けますか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

南中は剣道ということで、剣道の有段者はございませんが、既に体育科の教員1名が研修を終えています。南中学校は本年度竹刀を20本、剣道の防具一式10セットを購入しています。

北中は剣道7段がおりまして、木刀を30本購入しています。これで武道の伝統的な考え方、或いはそういったことへの理解、基本動作、礼儀作法、基本の型等を木刀で学習しているということです。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

これは来年度実施ということになるとは思いますが、来年度はこれで良いかも知れませんが、24年度から完全実施となりますと、例えば新学習指導要領の中の解説の中では、剣道、柔道ともに、かなり基本動作から技を身に付けるような、具体的な内容が示されています。

剣道ですと、相手の動きに応じた基本動作とは相手の基本の打ち、突きの仕方と受け方とか、構えと体裁き、正面打ちとその受け方、左右面打ちとその受け方、胴の打ち方とその受け方と、剣道についても詳しく内容が示されています。

来年度については、北中は木刀でも良いかも知れませんが、24年度の実施に向けては防具も必要で、例えば小手を1本打つにしても付けていないとそのままでは討てないので、そういう物も必要ではないかと思えます。

特に剣道は、私は高校の時に剣道をしたことがあるのですが、付けると汗をかいて臭いのです。北中は現在1年、2年、3年ともに3クラスで9クラスあると思えます。どの期間に

武道をされるかは分かりませんが、これを使い回すということになるかと思いますが、使い回しになれば、一寸衛生面も含めてどうかと思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

武道が年間を通して展開されるということではありません。時期的に単元として取り上げて行くと、中学校等に尋ねますと、仮に柔道は素足でございますので11月ぐらいだろうと、そこで10時間ないし12時間に固めて指導して、各学年は終わりということになります。年間を通して週1時間ずつ組めるようなものは、高等学校が武道をやっています。中学校は単元としてやっていますので、ある時期しか出来ない。非常に暑い時期は避けたいということをして言っていました。

教育課程の編成については、校長が責任を持っておりますので、教育委員会は指導、助言はいたします。しかし決めるのは学校でございます。

学習指導要領から逸脱することは出来ません。そこだけはしっかり抑えて行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今内容を聞かせて頂きましたが、3年になるとお互いが打ち合う個人練習、または簡単な試合形式まで含めてするというふうになっています。これは新学習指導要領の解説の中にはきちっと謳われています。そうなりますと両者が防具を付けてするという事にもなるでしょうから、先程ご答弁頂きますと用具では不足するというふうに考えています。

23年度に於いては、24年度に向けて用具の整備充実も必要かなと考えています。その辺を町長にもお尋ねしたいと思いますが、鞍手町の教育委員会としては剣道を今後実施するということですので、私がお話をしましたような剣道の防具その他についてもかなりの整備が必要かなと思います。教育委員会からそのような要請があった場合に、町としてはどのように捉えるかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

教育委員会から防具ですか、仮定の話であります。そうなった場合はどうするか、ならなかった場合はどうするかとなるわけですが、その時点になって考えて学校教育を進めて行くと思っております。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

国としても今回、武道を必修の科目に入れることで、日本古来の伝統文化を子ども達に受け継いでもらいたいというような思いがあつてのことだと思います。

私が一番心配するのは剣道、柔道、相撲を選択する際に、指導者または設備、用具の関係で逆に選択の余地がなくなって、剣道しか選択が出来ないとか、柔道しか選択出来ないとか、そういった教育面というよりは施設整備、又は用具の備品整備の観点から残念ながら、例えば剣道になってしまったとか、柔道になってしまったとかがないように私は考え頂きたいと思います。

鞍手町に「魁の鞍」という相撲取りがいます。弥生の方ですが、これは北中の柔道部だったのです。それから相撲を取りたいということで頑張っていますが、そういった一寸した切掛けがその人の人生を決めることにもなるのです。

そういう施設の整備の面で、残念ながら剣道にしてよというようなことがないようにお願いしたいと思います。その点について教育長はどのようなお考えでしょうか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

用具の充足については、ご指摘のように23年度も要求をしています。22年度並に揃えて行くと、24年度からはきちんと必修としての剣道に入れる状況にするようにしています。これは年次を追って、一度には揃えられないということで22年度から実際に、夏季休業中に品物が入っています。そのころに新年度予算から要求して来ますので、そういう形で充足をしています。

ご指摘のようにこれから両方を持つということは、学校は生徒数が減で、体育科教員が1人しかいないような状況下に今後なっていく状況にあります。いろいろな絡みがございます。統合問題も含めていろいろなことがありますので、今その辺を考えているところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

最後になりますが、これから鞍手町だけでなく国を担ってもらう子ども達です。ですから教育というのは機会均等というふうになっていますので、何処の地域でも同じような教育を受けられる場を提供するのは自治体だろうと思っております。

先程言いましたような施設、用具、指導者だとか、そういったことによって受けたい、例えば武道に限ったわけではありませんが、受けたいものが受けられなくなるというような環境だけは避けて行きたいと思っております。

今年度、来年度については移行期間ですので、特に来年度について、実際に実施して頂いて、その中でいろいろな問題点も出て来るだろうと思っておりますし、24年度以降も問題点があ

ることも考えられますので、その際には柔軟に対応出来るようにお考え頂いて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 日高 直幸君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に3番議員 香原暹君の質問を許可します。

○3番 香原 暹君

消耗品の購入及びコピー機の使用の諸問題についてお尋ねします。

先ず総務課が保管しているカラーコピー機の使用についてですが、コピー機の使用枚数はどのようにしてチェックしていますか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

私の方からお答えいたします。

総務課のカラーコピーのチェックについては、各課の職員がコピーをした時は台帳に記入して頂くとしていますが、今回のカラーコピー機の使用台帳については、職員が付け忘れた分があったということと合わせまして、カラーコピーは台帳に記入するのは、職員がコピーした枚数だけを記入していました。

コピー機のカウントは、例えば両面コピーしますとダブルカウントします。そういうところで台帳との差があったのではなかろうかと考えています。

現在はこういうことはありませんように、必ず記入せよと合わせてカラーコピー機本体にあるカウンターの数字が出て来ますので、使用する前にその数字を確認して、コピーが終わった後に出た数字を記入するという差額でカウンターの数字、使用枚数を書くようにしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

まだ私が聞いていないことを答えて頂きまして、次の質問をしにくくなりました。

使用台帳の数字と業者の請求枚数の差がかなり大きいということで、今総務課長さんは両面コピーだけれど1枚に数えて書いている面もあったということ。或いは記入漏れもあったということでございます。それを今は必ずカウンターの数字を記入するようにしているということですので、今後はそういう大きな差というのは出て来ないだろうと思います。1つ1つ年度毎の差について述べようと思っておりましたが、一々そこは言いません。

例えば21年度では、使用台帳が2667枚、業者の請求が9459枚となっています。だから単に両面コピーがどの位の割合であるか分かりませんが、両面コピーを2枚とカウントしないで1枚してカウントしたというだけでは解決が出来ないし、ここには可成りの記入漏れがあったということは言えると思います。率にして71.8%が使用台帳の記入枚数の

方が足りないわけです。これは過去においては大きな問題があったというふうにいわれると思います。

そこで記入されていない枚数の中に、私用、仕事と関係のない分も含まれていると思いますが、その辺についてはどのように把握していたか。また私用で使った場合は幾ら払ってもらっているか、そして個人の使用料は毎年どのくらい入っているかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これについては、今年の10月11日に新聞の方に載っていきまして、私のコメントがございました。台帳への書き忘れが多く、目を盗んで私的に使用したケースはないと私は言っています。ここでもそういった答弁をさせて頂きたいと思っております。

カラーコピーについては、私用の場合は1枚40円でございます。これについては幾ら収入されたかということについては、カラーコピーと普通の白黒コピーも一緒に合わせてコピー代として収入いたしますので、確実な枚数は把握出来ていません。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

その個人の使用料が毎年どの位入っているかということで、モノクロコピーも入っているということですが、全体でどの位入っているのかを年度毎に分ければ教えて頂きたいと思えます。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

それについては、まだ資料として持ってきていませんので後日渡したいと思っております。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

もしということですが、使用台帳に記入されていない枚数が全部私用であったとするなら、21年度の差が6792枚となりますので、掛け算すると40円の6792枚で27万1680円にもなるわけですからかなり大きな金額になります。

更にこのカラーコピー機というのは総務課だけではありませんね、建設課にもあります。上下水道課の分はコピー機ではありませんので、普通のコピーは出来ないがパソコンにデータを取り込めば幾らでも印刷が出来ます。上下水道課の分は複合機となっています。それを考えますと、もし総務課だけでなく、建設課、上下水道課の分も同じような感じの状況だったとするならば、これは大変な金額になると見えています。これについては役所全体でしか

り管理をして頂きたいと思います。

次に総務課のカラーコピー機の使用料は、何処の課の、何の予算で払っているかという点です。

今回私の方で調査させて頂いた中で判明したことは、19年4月までは一般管理費、建設費の中の都市公園費、公共下水道建設事業費等で払っています。

中には18年8月分のように、急傾斜地崩壊対策事業費、また17年7月分と22年8月分のように、国勢調査費で払っているものもありますが、19年5月分から22年7月分までは、使用料金は全て公共下水道建設事業費で払っています。これは問題ではありませんか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

このカラーコピー機の複写機使用料の支出については、設置当初は総務課の一般会計の方で支出していましたが、町の財政が厳しいという状況から一般会計の負担を軽減するという事で、予算に余裕のある20年、21年は上下水道課、下水道の会計の方から支出をお願いしたということが、議員ご指摘があったような補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金等の不正使用、いわゆる目的外使用に当たるのではないかとということが指摘されています。

この件については、去る10月25日から29日までの5日間、福岡県の下水道課の職員さんによりまして立ち入り検査を受け、現在県の方で審査が行われているという現在の状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

県の監査が入ったということでございます。詳しい内容を教えて頂きたいと思います。監査が入って1ヶ月近く経ちませんか。もう県の指摘事項も出ているのではと思いますが、どういうことを聞かれ、どういう指摘内容であったか、その辺を詳しく教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

ご質問にお答えいたします。

先程言いましたように、検査期間は10月25日から29日までの5日間。検査対象は17年度から21年度までの5ヶ年分。検査内容としては、予算課目建設費に係る事務費全般についてです。内容としては、1番目は人件費、これは給与、手当、共済費。2番目は旅費。3番目として需用費、これは修繕費、消耗品費、印刷製本費。4番目として役務費、これは郵便料及び公用車の車検等。5番目に委託料、これは積算システムの保守委託料であります。

6番目として使用料、これが複写機使用料及び積算システムの使用料であります。7番目は備品購入費、カラーコピー機の購入等であります。8番目として公課費、これは公用車の車検の時に係る重量税です。以上の費用について、支出負担行為決議書、支払伝票、目的、内容等の書類審査と聞き取り調査が5日間行われています。

先程1ヶ月ぐらい経っているということですが、先週問い合わせしてみましたところ、まだ県の方で課内決済中であって、九州整備局までの報告は行っていないということです。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

県の監査について詳しく教えて頂きました。これは定例の監査ですか、それとも緊急に入った監査ですか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

定例の監査というのは、管制検査ということで県から毎年あっています。この時点では何にも指摘はあっていませんが、今回新聞報道によって緊急の立ち入り検査ということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

私は今回、上下水道課の紙の使用量を調べさせて頂きました。特にコピー用紙について一番多いのはA4サイズですが、これが大変な数量になっています。しかも年々増えていって、21年度は3700包、1包が500枚ですから185万枚になります。多い月には730包とか800包を購入していますが、これが全部上下水道課で購入されています。

そんなに大量の紙を上下水道課で保管するのでしょうか。置く所がありますか。また800包というと40万枚となりますが、1ヶ月に40万枚も上下水道課だけで使用しますか。私は町全体の各課の紙の注文を上下水道課で受けて発注し、納入は業者から各課に直接配送してもらっているのではないかと思います。違いますか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

お答えいたします。先程県の下水道課の方で、町に対して立ち入り検査があったということでございます。この件についても、県の方からどういった指摘があるかということをおの方は真摯に受け止めなければならないと思っております。

また使用について不適切であったということ指摘されるということは考えています。そ

うということのないように今後注意しながら事務を進めて行きたいと思っております。
以上です。

○議長 日高 直幸君
香原 暹君。

○3番 香原 暹君

総務課長のご答弁でしたが、上下水道課が各課の注文を受けて、一括して発注し、業者が各課配送しているということはお認めになるのですね。

その他の消耗品や備品の購入についてはどのようになっているかもお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君
総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

前段の分については、上下水道課も出した分もございましょうが、各課で発注した分もございまして。枚数的にはどういった枚数になったかということは、具体的に把握はしていませんが、そういう部分があったということであれば、これは適切に処理をして行きたいと考えています。

他の消耗品についてはどうかということですが、これについては特に今のところ下水道で出した分で、それを一般会計で使ったというような報告は受けていません。

○議長 日高 直幸君
香原 暹君。

○3番 香原 暹君

上下水道課長はその点を認められますか。

○議長 日高 直幸君
上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

用紙については、今ご指摘のように枚数を買わせて頂いて、一応購入した分については2階に纏めてありますので、上下水道課でそれだけ使ったかというところの確認は出来ていません。消耗品については基本的に下水道で使う分を購入しているということでございます。

○議長 日高 直幸君
香原 暹君。

○3番 香原 暹君

紙については上下水道課で一括発注しているということをお認めになりましたが、そういうことのないように、調達制度を適正に使って頂きたいと。鞍手町にとっては補助金が余るからこれを国に返さずに、町の中で使うということは鞍手町にとっては得かも知れませんが、それは決して適正な方法ではないわけですので、適切な方法で今後は処理をして頂きた

いと思います。

トナーの購入本数についてということで質問を出させて頂いています。

私は21年度末頃、ある人物が役場のカラーコピー機を使って大量に私用に印刷したという情報をキャッチしました。

私はこの情報をキャッチした時に、先ず総務課、建設課のコピー機について調査させて頂きました。総務課と建設課のカラーコピー機にはその傾向はありませんでした。

そこで21年1月に購入した上下水道課のプリンター複合機について調査させて頂きました。このプリンター複合機にはカウンターがありませんので、何枚使用したということが分かりませ。

そこで紙の使用量を調査したのですが、毎月あまりにも大量に購入していますのでその差が出て来ません。各課のコピー機使用枚数も調べましたが、上下水道課の使用枚数には他の月と比較しても顕著な差が出て来ません。

そこでプリンター複合機を使用する上で、必ず必要な感光体ユニットとトナーの使用量について調べましたら、21年1月に上下水道課にプリンター複合機が導入されてから21年11月まではそんなに多くの購入はありませんでした。むしろ購入のない月の方が多かったのですが、21年12月以降、急に増えています。

因みに21年12月は感光体ユニット1本、トナー2本、22年1月は感光体ユニットの購入はありませんがトナーが3本、2月は感光体ユニット4本、3月は逆に感光体ユニットの購入はありませんが、トナーは何と5本も購入されています。しかし以後4月から10月の途中までは感光体ユニットとトナーの購入は全くありません。

これは一寸おかしいなと思いますが、この点について何方かお答え出来ますか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今の質問の中でトナーの購入ということがありましたので、参考にカラーコピーのトナーを22年度現段階までで、ブラック12本、イエロー5本、マゼンダー6本、シアン5本買っています。1本は使用中で、在庫としてブラック1本、イエロー2本、マゼンダー2本、シアン2本残っています。使用を合計しますと現段階でブラック10本使用、イエロー2本、マゼンダー3本、シアン2本という状況であります。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

私が言っているのは、全体としては今上下水道課長のおっしゃった通りかも知れませんが、購入時期が21年12月から3月までに集中しているのです。それ以外の月は極めて少ない。先程私が言いましたように、22年4月から10月の途中まで1本も購入されていないのです。こういうことが普通あり得ますか。もう一度お答え下さい。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

トナーを買って使用していないということがあり得ますかと聞かれても、枚数的に使用していなければトナーも減りませんし、そういうことは一寸分かりかねます。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

感光体ユニットは1本でA4サイズなら3万枚、トナーは同じくA4サイズで6500枚印刷出来るというふうに仕様書に書かれています。これは各月の本数を言いましたが、相当な枚数の印刷が出来ます。紙は大きな差が出て来なかったが、ここに非常に疑問が残るところと思ったからそうしました。

この代金は大変高額です。感光体ユニットはブラックで2万7195円、その他の各色は1本2万8770円もします。トナーはブラックが9975円ですが、その他の色は1本1万710円です。私がキャッチした情報が本当なら大変なことになるのではないかと、この間膨大な資料を請求して詰めさせて頂きました。

もしこれが本当なら立派な背任罪だと私は思います。今後コピー機の不正使用がないようにしっかり管理して頂きますようお願いして、この問題の質問は終わります。

続きまして地域振興券についてですが、これは大変人気があって商工会に問い合わせで見ると、2000枚の地域振興券が先週の金曜日に完売したそうであります。

この地域振興券は鞍手町の事業者が少しでも消費が上向くようにと、商工会が企画したものであります。これに対して県の方では150万円の補助金を組んで応援しています。各市町村でもこういう事業に県の補助金の約半分を補助金として出していますが、鞍手町は出していません。

町長にお尋ねしますが、今回何故補助金を出さなかったのかお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成21年の発行の地域振興券については、10%のプレミアム200万円を町より補助いたしました。引き続き今年も補助という要望が商工会よりあり検討いたしましたが、財政の健全化を第1に掲げ、行財政改革を推進しているところであり、全ての分野で歳出削減に努めながら行政運営を進めている現状でございます。

ご存じのように町の蓄えのある基金も、1年間の運営が何とか凌げる状況であり、今後地方交付税も現行通りには見込めない中にありますので、今年度の補助については見送ることとさせて頂きました。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

予算がない、今は行財政改革の推進中であるということから補助金の支出が困難であったということでございます。

この件で県商工部の中小企業振興事務所というのが飯塚にあるそうですが、ここの出島所長がわざわざ町長を尋ねて来られたということでございますが、この時町長はこの所長に会わなかったと聞いていますが、何故会わなかったのかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

所用のために、その日は日程の調整が付かなかったということでございます。対応は副町長が行っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

その時町長は不在だったのですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

所用のために会うことが出来なかったということでございます。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

不在ではなかったが、所用があったので会うことが出来なかったということだと思います。わざわざ県の商工部の中小企業振興事務所の所長が尋ねて来ているのですから、普通なら、忙しくても少しぐらいの時間を割いて会うのが当然ではないでしょうか。

今回の件で出島所長は門前払いされたと受け取って、大変怒っているということを聞いています。このことで鞍手町が何か不利益な取り扱いがなされるのではないかと、私は危惧していますが、その点はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この経過については副町長から私も説明を受けました。今鞍手町に於ける財政状況等々縷々説明しまして、振興所長が中小企業事務所の所長はご理解の上帰られたということです。それで行政、鞍手町が不利益なるとか、ならないとかという考えは持っていません。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

分かりました。

次の質問に進みます。情報公開制度についてです。町長は情報公開制度の趣旨、目的についてどのようなお考えでしょうかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手町情報公開条例の制定の目的は、町民の情報公開を求める権利を明らかにし、あわせて公文書の公開に関する必要事項を定めることにより、町の活動について町民に対し説明する責務が果たされるようにするとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に則した公正で民主的かつ効率的な町政の実現に寄与することとしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

町長がこの情報公開制度についての趣旨、目的は今おっしゃられましたが、私もそのとおりだと思います。そもそも文書というのは誰のものかということについては、どういうお考えでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

情報は行政も町民も共有することであると、かように思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

住民と町が共有するものであるとおっしゃいましたが、私は、情報は町民のものであると思っております。町はそれを預かっているものだと考えています。そのところの違いが微妙な公開に際しての差になって来るのではないかと思います。

情報公開制度についての公開度を調査したものがあります。市民オンブズマンという組織が県と、各市町村の情報公開度をいろいろな観点から調べたものがあります。それによりますと、福岡県と北九州市、古賀市が1位タイです。4位が福岡市、鞍手町は61自治体中50位タイというふうに出ています。

私も今回この情報公開制度に基づいて資料の請求を多々行いましたが、資料が無いのであれば仕方ないのですが、あるものについては公開が原則でありますので、もっと早く出して頂きたいとつくづく思いました。

今町長が不在なので、帰って来るまで待つて下さいという場面が再三ありました。町長が不在でも代決の制度があるのではないのでしょうか。どんどん代決でやって頂きたいと思いません。納税者である住民に求められれば情報を公開するというのは当たり前のことです。それによって、先程も町長が言いましたが、町がやっていることが住民に理解され、住民の信頼が増し、住民の協力が得られて来ることになると思います。

町長の言う協働後の町づくりの基礎がそこにあると私は思います。また町の側もガラス張りにすることで、公明正大に事の処理をしなければならなくなり、能率の良い適切な行政が出来るようになると思われるからです。

鞍手町の情報公開度は今50位タイということですが、町長の感想をお聞かせ頂きたいと思いません。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

情報の開示が遅いというご指摘がございました。対応させて頂いたのは私ですが、町長が不在だから今は出せないというような形で情報の開示が遅れたということの趣旨だろうと思いません。

この情報公開条例の第2条に実施機関は、鞍手町ということではなく町長という規定でございます。町長ということであれば町長が決裁をされるのが当然かなと。町長が居ない時は代決はどうかということですが、重要な事項については、やはり町長の決裁、目を通して頂いて文書整理をするというのが基本であると思いません。

これは早急にとということであれば、町民の生命財産に不測の事態が生じるということであれば、早急な緊急を要する場合については、これは副町長の決裁で行くということが道理かと思っております。

この情報公開条例の趣旨では、一応請求があつて15日以内に出しなさいと。決定をしなさいという規定がございます。議員さんの請求はその日のうち、出したら直ぐというようなものもございましたが、やはり趣旨からいきまして町長から決裁を頂いて、正式に出すというのが正式な事務の取り方ではなかろうかということを考えています。

この情報公開の趣旨に基づいて鞍手町も行っています。鞍手町の50位がどういうことかということですが、このオンブズマンの皆さんの調査の規定については鞍手町が32ポイントですか、そういう低い点数だったということは、情報を実施する期間について、先ず土地開発公社とか、公社の実施機関がないということと、出資法人がないということも、そういった実施機関に鞍手町の条例が組み込まれていないということの不備があるというふうなことだろうとも思っております。

土地開発公社については、殆ど業務がございませんので、そこまで含める必要があるかどうかということも合わせて、土地開発公社には出資していますが、法人としては出資している部分がございませんので、それを含まないということで、こういった低い点数になっ

たのかなと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

情報が重要であるかどうかということで判断すると総務課長はおっしゃいましたが、重要なものだから出せないというようなことがあってはいけないわけではないですか。情報は必ず公開しなければいけないという基本的な立場に立てば、町長がいない場合は副町長で対応すると、後日町長に報告をするということでもいいのではないのでしょうか。

実施機関は町長であっても、私は、町長決裁でないといけないということではないと思います。町長その辺どうでしょうか、私が印を押さないと出さないとおっしゃるのですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一応行政は一つの公開条例という条例に則って業務をしているわけです。ある時はそこは適当に出す、ある時は出さないということではなく、ルールで判断しています。今行革の中でも、こういうところの見直しも入っているかと思えます。行政が一方的に作ったものではないわけで、情報公開条例に一般の人も、学識経験者も入って、作って、出来上がったものがこういうことです。歴史的にはまだ新しいわけです。そういうところは行革の中でもあるように聞いていますので、よく審議されてやって頂きたいと。

今の時点では、決められたところはルールどおりにするのが筋ではないかという判断です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

行財政改革のためにも情報公開をやらなければいけないということは、私はそのとおりだと思います。

30年も前になりますが、私は北九州市の職員時代に社会福祉児童施設の状況について、デンマーク、スイス、イギリスの3カ国を視察したことがあります。その時にデンマークで聞いた話ですが、デンマークは、今は大変豊かな国であります。かつては財政難で苦しんでいたことがあったそうです。しかし徹底した情報公開と学校の統廃合でこれを凌いで来たという話を聞いたことがあります。

今やっている鞍手町の行財政改革も、情報公開をきちっとすることで一層進んで行くのではないかと思います。もっと情報公開を大切に考えて頂いて、情報公開について今後の対応を図って頂きたいと思えますので、町長の再度の答えをお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現在の行財政改革推進委員会に、第5次行財政改革案を審議して頂いています。質問者も委員会に委員としてご審議頂いていますのでご存じのとおりと思います。改革項目、住民と行政の情報の共有化を掲げています。この案が答申頂ければ、今後アンケート調査で住民ニーズの把握を行い、町民の皆さんが必要に情報を取得しやすい環境整備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

以上で香原暹君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時38分

再会 14時49分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

13番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に基づきまして3点について一般質問を行います。

1点目は介護保険料の引き下げと減免についてです。この問題については1年前の12月議会でも質問しましたが、21年度の決算も出て更に1月には広域連合議会も開かれることから再度質問させていただきます。

福岡県介護保険広域連合の決算が出ていますが、歳入歳出決算状況、介護給付費準備基金、財政安定化基金等の状況についてお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

県広域連合の21年度の決算状況はということでございますが、人件費等の総務管理である一般会計で歳入合計10億3631万9千円、歳出合計9億8494万8千円、歳入歳出差引5137万1千円であります。また給付費や介護予防事業、包括的支援事業の特別会計では歳入合計615億2777万4千円、歳出合計609億6295万1千円。歳入歳出差し引き5億6482万3千円となっております。一般会計及び特別会計の合計では歳入歳出差し引き計6億1619万4千円となっております。

次に基金の21年度末残高は29億6216万5千円であります。内訳は介護給付費準備基金20億8179万5千円、財政調整基金1万6千円、介護従事者処遇改善臨時特例基金2億8035万4千円となっております。県への財政安定化基金借入金は21年度で完済し0円であります。22年度当初予算では一般会計の歳入歳出それぞれ9億3685万9千円。特別会計では歳入決算それぞれ548億6022万3千円となっております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

一般会計については事務経費等ですが、保険料に関する部分で言えば特別会計にあたりません。昨年度も歳入歳出の決算の状況を言いましたが、21年度の決算では約5億6千万円の黒字ですが、18年度、19年度、20年度を見てみますと、18年度で34億円、19年度で28億円、20年度で36億円と3ヶ年で約100億円の黒字決算ということになっております。介護給付費の準備基金についても昨年度の状況から言いますと17億円でしたが、今年は増えて26億円という形になっております。これは前回も言いましたが、厚生労働省からの通達がっておりますが、これは取り過ぎた保険料ですから第1号保険者65歳以上の介護保険に加入している方々に返さなければならないという部分です。しかしこれを貯め込んだままで、県から借りていました財政安定化基金も先程町長から説明がありましたように21年度で返し終わって全て償還済という状況です。今回状況が変わっているのが、広域連合の状況としては黒字ということです。ただ国の方で介護保険の今後の情勢というのが大きく変わろうとしています。そのことに若干触れさせていただきますが、社会保障審議会介護保険部会の2012年度介護保険制度改定に向けて審議した最終報告書の素案を厚生労働省が示しました。その内容の主なものだけ言いますが、年間所得200万円以上の高齢者の利用者負担を1割から2割に倍増するという。現在要支援者、要介護者の方もサービスを受けておりますが、このサービス給付を効率化が必要とって保険給付の対象外とする。更に保険を受けようとする利用者負担を2割ということです。ケアプランの作成についても現在は無料ですが、これを有料化する。まさに負担増と給付減、サービスの低下でこういう項目が列挙されているのです。このことから更に65歳以上の保険料が全国平均で月約4160円ですが、これが月平均で5千円を超え兼ねない。これも厚生労働省が示した額です。そういう状況の中で現在鞍手町は広域連合のBランクの保険料です。既に全国平均の4160円よりも上をいって現在4700円です。Aランクになりますと6千円を超えます。ここで2012年度から更に介護保険料が値上げ、又利用料も値上げ、そしてサービスは切り捨てられる。こういうことになったら正に介護保険から殺されるといったことにもなり兼ねない状況だと思うのです。そういう意味で現在の保険料の引き下げ、それから利用料の減免制度というものは広域連合の中では大幅な黒字を出している中では近々の課題だと考えます。

町長の考えを聞かせて下さい。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前回もこの質問をお受けしまして、22年1月の支部の運営委員会に於いて議題にしていたくように要望いたしました。支部長である宮若の市長が本部では執行部側にあることから、支部を通じて要望いたしました。県の広域連合議会に於いても基金を取り崩して65歳以上の第1号被保険者の保険料の引き下げと減免に充てるべきではないかという質問も出さ

れました。執行部の答弁は基金については次期保険料の上昇の抑制と給付費が不足した場合の準備基金として積み立てさせていただきたいという意見でございました。基金を直接保険料の減額に充てることは条例上難しい。国に制度の創設を要望していきまうという答弁をされておりました。私も現在の社会状況を考えまうと保険料の引き下げと減免の必要性はあると思っておりますので、今後まう支部を通じて要望していきまうと思っております。ただ町単独の減免については現在の財政状況から非常に困難であると思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

町長も私と同じ考えで広域連合には強く要望していただくということですので、今後まうよろしくお願ひいたします。先程も言いまうように近々の課題ですので是非強くお願ひしたいと思っております。

1つ言っておきたいことがあります。現在の保険料の算定の基礎なのですが、基礎の中に財政安定化基金償還金の見込みも入っているのです。その分も入った保険料を算定しているのです。償還金というのは21年度で返し終わっていますので、22年度は0円なのです。その分も含めて23年度まうの保険料が決まっていますので本当に多く取り過ぎているのです。そういうのも是非指摘をしていただきたまうと思っておりますのでよろしくお願ひします。

昨年まう言いまうましたが、田川市では介護保険の運営について綿密な検討が行われているのです。保険料だけではなく市の財政負担も縮減出来るとしているのです。鞍手町でも細かな検討をする必要があると思っております。前回の答弁では事務費が増えるので保険料も上がると思いまうということだったのですが、保険料は事務費とは切り離した算定ですから、先程町長から説明がありましたが一般会計の部分です。保険料というのは特別会計になりますので、保険料自体は恐らく下がるのではと思っております。それだけでなく単独運営をすれば直接町の方針が直接介護保険制度の町民のサービスの給付や細かな対応、状況の把握等も出来ると思っております。是非綿密な検討を行っていただきたまうと思っておりますがどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町単独でやったらどうなるかという質問の趣旨であらうと思っておりますが、2010年度に介護保険制度の大幅な改定が行われようとしています。介護従事者への給付を重点化するため要支援等の軽度の方に対する生活援助サービスを市町村の地域支援事業に移すことも検討されるなど、今後市町村への負担が大きくなっていくことが想定されます。そのような中で町単独で運営するということは、まだどういう状況になるか把握は出来ませんが、今の時点では非常に困難ではなからうかと思っております。単独運営の予算についても給付費や地域支援事業費等の費用に加えて認定給付、保険料の賦課などの事務経費や電算システムの開発などの経費が必要となりますが、額がいくらになるか把握が出来ていません。その他には介護

認定を行う審査会を設置することになります。委員は5人でその中に最低2名の医者の出席が必要で、その確保が困難と思われます。単独運営の場合の保険料についても現在のグループ別保険料の算定の基礎となる第3期の高齢者1人当たりの給付費が広域連合39市町村中上から12番目。50を基準とした偏差値によると鞍手町は53になっていますので、基準月額が4700円と高くなることにはなりますが、鞍手町の基準保険料はBグループで4700円です。いずれにしても国の制度が変わるという方向になっておりますので、そういうものを見極めながら、どうしたら町民の皆さんの負担が少なくなるかということが今からの課題であろうと。その中で自分達も頑張っていきますので、質問議員さんもそういう情報等がありましたら教えていただきまして、有利な状況で町民負担が少ないような努力をさせていただきたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

田川市が検討している項目というのを私は今ここに持っているのですが、いろいろな保険料だけではなくて負担金、事務の分担、組織機構、財政運営等その他諸々細かく検討されているのです。事務の初期費用も田川市でいえば4千万円を超える費用がいるそうです。しかし広域連合を脱退しますと、県財政基金から借金がありましたが、今は逆に黒字ですから広域連合を脱退するとしますとその分が割合的に入ってくるのです。そういうのも含まれているのです。保険料の算定についても調整交付金が5%ありますが、これを75歳以上のお年寄りが何人居るという基準があるのですが、それを勘案すればおそらく保険料自体も下がってくると思うのです。運営にしても事務の経費にしても、鞍手町が単独でやればそこで経費の削減や事務の効率化が出来ます。今負担金を出していますが、それが何に使われているかというのが大まかにしか分からないのです。不明な点がたくさんあります。町単独でやればきちんと削減出来るのではと思いますので、是非その辺を田川市も参考にさせていただいて検討して頂きたいと思えます。

それと通告を出していないのですが、田川市は単独でやろうかという気運が高まっているのです。ただ広域連合の規約で言えば全員が賛成しないと駄目で抜けられないのです。これまでは合併ということで脱退していった市町村だけだったのですが、そうでなくて単独で抜けようといった時に、町長は広域連合の委員ですからそこでどういう態度を取られるのかということも教えて頂きたいと思えます。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今田川市で単独の気運があるということでございますが、大体筑豊は田川市からずっと行くほどAランクなのです。Bランクというのは鞍手町1市2町でも鞍手町は高い方の低い方だから、その点皆さんはどのように考えているのか。ただサービスと給付は相反するところ

がありますので、その辺高いからどうの安いからどうのと安くてサービスが良ければ1番良いのですが、なかなかその辺がうまくいかないという難しさがあります。いずれにしても今からどうなっていくかというのは、大きく変わる予想も情報的に入っています。地域差によって南部、福岡、筑豊と介護の認定も違ってきます。1番低いのが福岡の南部で1番高いのが筑豊というのははっきりしています。だから筑豊の方はそういう問題にも取り組んでいかなければなりません。筑豊が抜ければ介護費が安くなり、低料金的にそういう位置付けになっていますからはっきり分かっているけれども、では今からどうするかということについては今後の推移を見ながらどうするか見極めをさせて頂きたいと思っております。

田川市がしているから鞍手町もどうかということについては、今の時期は時期尚早かと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

例えばAグループで今8自治体あるのです。トップが福智町ですが、田川市がAグループの中で6番目です。現在のAグループの保険料が6275円で、必要な額を介護給付費の合計を1号被保険者の延べ数で割って20%を掛ければ大体保険料の必要な額が出てくるのです。田川市が今のままで行っても5944円でいいのです。だからAグループの平均以下ですから払い過ぎているのです。必然と鞍手町はBグループの上から4番目ですからAグループに近づいていくのです。そういう状況もありますから是非ここは1度試算してみても良いと思うのです。是非前向きにお願いしたいと思います。

次に住民負担の軽減についてなのですが、今年の10月頃から全町民を対象にしたアンケート調査を行いました。その結果、負担が重くて引き下げを求めるという声で最も多かったのがゴミ袋で、大きい袋で1枚84円。その次に先程言いましたが介護保険料で、次に国保税、住民税となっています。一般家庭からしますと仕事もないし給料も減らされて収入は減る一方です。しかし住民負担は重い。

町長にお尋ねするのですが、町民の生活状況や負担の状況についてどのように認識をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

負担についてどのように思っているかということですが、質問者が行ったアンケート調査の内容や、その結果は承知しておりませんが、リーマンショック以来長引く景気低迷で個人の所得は減少している現状は課税状況を見ましても深く認識をしております。その結果としまして支出を切り詰めるような状況となっていることも想像しておりますが、具体的なことについては担当課の方にさせますが、今の私の気持ちとして確かに税収は落ちているし、給与所得は落ちているし、出るのは大きいというのが実態であると思っております。だから今どうす

るかという中で、その辺のところは景気が良くならなければ税収も上がってこないし生活は良くなれないということは実感として私は身に沁みております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

ご存じでしょうが先程言いましたゴミ袋を下げた欲しいというのが一番大きな声なのです。前も言いましたが宮若市の審議会では10円引き下げという答申が出ております。町長は前回じん芥の組合議会がありますので、そこで構成市町で足並みを揃えて行きたいということでした。是非イニシアティブを取ってほしいのです。小竹町の町長も代わりました。福岡県下で84円というのは、鞍手町に住みたいと言われてもゴミ袋が84円もしたらと、それだけで決めるわけではありませんが、鞍手町に移り住んできた方はゴミ袋が高いというのが第1の実感なのです。今RDFでやっていますから、ごみとか燃料はいっぱい持って行かなければ発電所が赤字になる。だけどごみは減らさなければならないという矛盾がこのゴミ袋料金にも跳ね返っているのではと思うのです。先日課長にお尋ねしたのですが、ゴミ袋の原価が3月までが1枚11円90銭です。これはずっと変わっていなかったと思うのです。しかし今度入札したら6円63銭になったと。お店の手数料も4円ということ。小竹町では手数料が20何円で、ゴミ袋の原価も16円くらいしたと思うのです。そこで手数料も抑えているしゴミ袋の原価も抑えているのだったらその分を町民に是非返していただきたい。そこまで行財政改革と言われてもごみ処理に掛かる負担は負担で、町がしっかり見ないといけません。余りにも実感として84円というのは高すぎるのです。是非引き下げの方向で考えて頂きたいと思いますがどうですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

宇田川議員さんも一部事務組合でごみの方の議員として出ておられたから、その辺議会は議会として、そういう意見を共に出してやっていきたい。ただ言えることは1市2町で袋の単価にしても収集料金にしても、ある程度一元化しておかないとやりにくい面があるのではと私は個人的にそう思っておりますので、いずれにしても高いとするならばもう少し。鞍手町は高いから鞍手町だけ補助を多くすると、端的に言うならばそういうことになると思います。ゴミ袋の単価については鞍手町や宮若市は全国的にも高いということですが、ブログを見るとだんだん後発が出だしました。時代は変わっているのかと。余所は上がっているから鞍手町はそのままで良いということではありませんが、そういう状況にあるということも理解して頂きたい。このゴミ袋を余り私が言うと一部事務組合の負担金の問題まで影響してくるから、その辺は議員さんの方から突いてもらった方が、私がそこをすると負担金で跳ね返されるから、その辺の兼ね合いがありますから知恵を絞りながら良い方向に行かなければならないと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

じん芥組合でゴミ袋の問題で言っても収集の問題では、ここは違うと言われます。あそこは処理するだけです。ただR D Fの問題は矛盾だらけですから、そこは突いて是非収集料金も引き下げられるような形で、私も積極的に案を出して行きたいと思います。ゴミ袋の料金については鞍手町だけではなかなか町長も引き下げにくいというのは分かります。けど先程言いましたようにイニシアティブを取って是非やって頂きたい。他の住民の方も高いと思っているわけですから是非町長会の中でも、そういう話も出して頂きたいと思います。住民負担の軽減についてですが、このゴミ袋だけではなくて国保税も大幅に値上がりしました。他にも保育料も段階を減らしたもので、大分値上がりしました。あらゆる面で手数料関係も含めて値上がりしてきているのです。町民の懐はあらゆる所からではなくて1つなので、負担は本当に重く感じるのです。だから負担の軽減策というのを考えて頂きたいし、今水道事業で良い水をとという形で工事をしていますが、それがまた水道料金に跳ね返ってくる可能性もあります。水道料金まで値上げという形になると本当に生活が出来ないですよ。全体的に町民の生活のことも町の財政も厳しいでしょうが、そこも是非考えて頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前回質問者からも財政のことは言わないでやるということと言えど、案にしていくのではなくて負担軽減ということが出来るのであればそうしていきたいと精神的には思っております。今は1番苦しい状況でいよいよ落ち込んできているというのが実態でございます。税収が落ち込んで町独自でも補正しなければ。まだ落ち込むことが予想されているということで今年度は慎重に構えていかなければ、そして国がふらついているから予算を組んでも今日の新聞と明日の報道では変わっている、実態として掴みにくいところがあるということも1つ。福岡県がふらつけば町や自治体もふらつくということで、そういう状況であるということは早く景気が良くなってもらわなければならない。景気が良くなるためにはいろいろな面で国に景気対策をしてもらわないと厳しいと。今の状況から言いますと非常に経費節減負担金の節減というものは厳しい状況にあるということだけは私の気持ちとしては議員さんには言っておきます。精神的にはそうしなければならないとは分かっています。不景気になれば自主財源の1番は税金ですから、税収が落ち込むとどうにもならないのです。企業周りを頑張ってくださいと言っても、会社が儲からなければ税金も納められないということで、状況もそういう状況であるということをご理解して頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

町民の生活も大変ということは町長も認識されているところですし、町長も財政さえあれば負担を軽減するということでしたが、そのやり繰りの中で乳幼児医療費の負担も鞍手町独自でやって頂いた。その後県が小学校入学前までという形にはなったのですが、そういう気持ちがあるということは理解しています。是非何とか町民のことも一緒に考えて頂きながら負担軽減策をお互いに考えて行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

税金の関係で言われましたが、次に住宅リフォーム助成制度についても6月議会で質問させて頂いたのですが、お互い苦しい中でもどうしたら税金が増やせるか。また町民の利益が得られるかということ考えた時に、町長が就任された時に行財政改革は引き下げとサービスの切り捨てだけではない。攻めの税金を増やす改革も必要だと言われていました。その最たるものがこの住宅リフォーム助成制度だと思うのです。これは秋田県でもやっていますが、何処の自治体もやっても仕事も増えるし、暮らしている人も助かるし、税金も増えているのです。筑後市のことをいつも言いますが、ここでも500万円の予算を付けているのです。しかし仕事量としては6500万円で13倍です。何度も言いますがこれは鞍手町内の業者を使ったときに助成制度が発生するという事ですから、細かい仕事でも良いと思うのです。10万円以上とか100万円、200万円という大きな仕事ではなくても細かい仕事でも上限を10万円とすれば少しの仕事でも町内業者が潤うし、そこが懐に入るだけではなくて鞍手町内で循環する。住民の皆さんも少し町から負担してもらえてリフォームが出来る。エコにも良いということで一石三鳥の制度なので是非やって頂きたい。

6月議会で地域活性化経済危機対策臨時交付金を筑後市が使ってやったということをお申しましたら、その活用も含めて検討するという答弁があったと思っておりますので、是非その結果について教えて頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

6月議会で地域活性化交付金の活用も含めて検討するという事で、どのようなことかという質問でございます。地域活性化経済危機対策臨時交付金は平成21年度国の補正予算で創設され、地方再生戦略と経済危機対策の実施を地方公共団体で事業が行えるようにされたもので、単年度予算で組まれていました。この臨時交付金のメニューで建築の事業内容にしましては教育施設、社会福祉施設、医療施設、公共施設の建設及び改修等ということで、本町ではこれらの施設の整備、改修に充てております。平成22年度国の補正予算に於いて新たにきめ細かな交付金が創設されています。詳しい事業内容は分かりませんが、この交付金はハード事業もソフト事業も対象になるようですが、本町ではいわゆる公共施設の老朽化が進んでいますので、施設改修へ重点的に配分したいと考えております。住宅の耐震化緊急対策支援事業としまして、平成22年度補正予算に限りということで住宅の耐震改修等についても国が一戸当たり30万円の緊急支援を行うということであり、近々説明会が行わ

れますのでこの支援事業の内容を確認した上で対応していきたいと思っております。この緊急対策については事業が大きいから100%補助で公共施設の老朽化が各施設進んでいますので、それに重点的に予算を充てたという状況でありますことを報告して説明を終わります。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

経済危機対策ですからそこもやらなければならないのですが、町内で巡回させることがまず必要だと思うのです。今回は中央公民館の体育館の補修工事を町内業者でやられているようですが、それだけでは一件で終わってしまうのでいけない。せめて単年度事業とはいっても筑後市で500万円の予算を組んでいる。鞍手町はそれより人口も少ないし試しにやってみる必要はあると思うので是非やって頂きたい。何回も同じことを言われて町長も制度については耳にたこが出来るくらい理解されていると思うのですが、そこを住民の生活環境も良くなるしエコ対策にも良いし経済も良くなるし仕事も増えるということで、良いことばかりの制度ですから、1千万円も2千万円も予算を付けてという話ではありませんから是非やって頂きたい。6月議会の時に町長が住宅エコポイントの活用や高齢者住みよか事業、障害者住みよか事業を是非活用して頂きたいということをおっしゃいましたが、実績を聞きましたらほとんど使われていないというか、住みよか事業は使えないのです。障害者住みよか事業は9年間で実績が4件です。高齢者住みよか事業は16年度に8件あったのですがそれでも10数件で本当に使いづらいのです。今年も1件あるのですが、去年も1件。その前2年は使われた形跡がないので0件です。これは県の単独事業で半分は町が単費ですから高齢者住みよか事業では150万円の予算が組まれております。町の単費からいけば75万円です。障害者住みよか事業でいけば60万円の予算を組んで、町の単費からいけば30万円です。全部使われればの話ですが、それが使われていない。ここは予算が組めるのですからここを少し崩したとしても使われない事業なら使い易いようにすれば良いのですが、出来ないのです。したらそこに予算付けするよりは先程のリフォームの助成制度のようなものを是非町で考えて頂きたいと思うのですがどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この住みよか事業ですが、事業者の方の手続きが煩雑で事業者があんな手続きはしない方がいいと。そういう意見も耳に入っておりますが、いずれにしても今度の事業は補助金事業で出ておりますから、そういうことも含めてですね。そういう予算は高齢者住みよか事業等に鞍手町は計上しておりますので、そういうものも含めてですね。

もう1つは、今行革の中で行政改革をやらせてもらっています。そういう中で歳入と歳出と身の丈の行財政運営を一時耐えないと厳しいかなと。そういうこともありますので、この辺も町としては補助金の単独で10万と言うけれども、そういうことも含めて今後住みよか事

業、高齢者事業がどういう編成になっているか、もう少し精査しながら、そこに回されるとするならば予算措置をしてもいいかなど。そういうことが出てきた場合は予算上あるじゃないかと言われても困る面もあるけれども、その辺は慎重に取り組んで行きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

行財政改革で皆さんが慎重に審議されていることは十分わかるのです。だけど削って負担を増やしているだけは何処もやっていることなのです。是非鞍手町は悪い話題が先行していますが、こういうこともやっていますということで、新しいものを1つでも取り入れて頂きたいというふうに思います。簡単にもう一度言いますが、上限が10万円なので、10%の補助ですから100万円以上の時に10万円の補助です。だから30万円の時には3万円の補助になります。そういうことも含めて最初からいっぱい付けろということではないのです。是非試しにでもやって頂きたいということを再度要望しまして、私の質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

次に1番議員 須藤 信一郎君の質問を許可します。

○1番 須藤 信一郎君

それでは4問に亘って質問をさせていただきます。

一番目にくらの郷の入浴施設についてですが、料金と時間で、料金で町外者は500円に上がり、時間の方は9時から7時に短縮されて、約1年になるのではないかなと思います。そのことについて現在の収支状況はどういうふうかということをお尋ねしたいと思います。

こういう状態になっているということについて、一般の方はお客さん本意でないという意見もありますし、梶原氏の横領問題のしわ寄せがこういうところに来ているのではないかなというようなご意見もございます。まず、収支についてお尋ねいたします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成21年の収支状況は収入で1203万4294円、支出で7228万6022円、差引支出で6025万1728円と上回っております。また質問の入浴関係の分では収入は882万650円、支出では4773万3525円、差引支出が3891万2875円と上回っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

時間が短縮されて料金が値上げされる以前のことを過去に尋ねられた議員がおられたようですが、その時の状況に比べて時間の短縮、或いは料金の値上げ等による減少数、或いは収支の具合をお尋ねしたいのですが。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

代わってお答えします。入浴施設の関係では歳入の方が平成20年度と平成21年度を比較して922万円ほど減っております。歳出の方は21年度と22年度で差し引き歳出の方が360万円浮いた形になっています。差し引き560万円ほど出ています。

人数の関係では21年度で全体の利用者数が4万3195人ほどでしたが、平成20年度では7万2705人、差し引き2万9510人ほど延べで減っています。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

2万9千人ほど減少しているということですが、これは時間的なこと、料金の問題も含めてもう一度考え直す必要があるのではないかなと考えます。

特に町外者の方については500円に値上げになっていますが、町内の方が300円ですので、同額がいいと思いますが、100円でも値下げをして、町内、町外に差を付けるということであれば100円程度の差で400円にするとか。或いは身体障害者については町外の方も500円なっていますが、いろんな状況によりまして身体障害者の方で町外から沢山来られるか分かりませんが、料金的には同一でいいのではないかと考えます。

その辺はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

料金が町内と町外、これは近隣市町村に合わせて料金を設定したと。それと町外の利用者が非常に環境的に良くないという風評もありました。そういう中で昨年したわけです。

これを今更100円に下げるとかにする気持ちは、あくまでも300円と500円と、近隣市町村並みに合わせていきたいという考えでございます。ただ、障害者についてはどうかということですが、宗像市が一部町外についてはされていますが、後は全部障害者も特別な割引はしていないという報告は受けています。料金については全体的なバランスを見ながら、町も合わせていくということで今下げるとか、上げるとかは出来たばかりの条例ですので、一番大事なことは町民の方の安らぎの場として癒して頂きたいという気持ちを優先させておりますので、料金の見直しについて今は考えておりません。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

町外の人で問題があったというご発言ですが、どういう問題があったのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

問題というか、ここで飲食して非常に環境的に良くないと。いろんな方が見えたということで、鞍手町の利用者が非常に不愉快になったということです。具体的な例については差し控えさせていただきます。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

内容については分かりませんが、どの程度のものであったかということになるのでしょうか、町内の方が非常に不愉快な思いをしたということですが、一概にそう言えるのでしょうか。入場者がこれだけ減って、私も時々利用するのですが、前は9時まででしたので7時、8時という時間帯にも行けましたが、現在は6時くらいに参りますと閑散としています。公共のために出来た施設ですから、地域の方は勿論ですが、町外の方も含めて大いに利用する方向に持って行くべきではないかなと思うのです。時間を短縮し、料金を上げ、利用者が減るという状況は余り良い方向ではないと考えますが、その辺町長はどう思われますか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

利用者が減るということは良いことではないとは思いますが、時間を短縮したのには短縮するなりの経費の問題、5時以降については銭湯という観念的な人も多いと。ここは銭湯ではないわけです。そこで体を癒すという施設ですので目的から逸脱すると良くないという意見も町民の方から受けています。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

私が伺ったご意見ではそういう形とは一寸違いまして、お風呂に入って一緒にお話をした方は町外から20分ほど掛けて来られるということでしたが、時間的には以前は非常に良かったと。7時になりまして間に合わない時があるとか。或いは仕事帰りに入られる方が非常に多かったのです。7時から8時はかなりの方が入浴されていました。そういう状況も現在の時間帯ではなくなっています。町外から来られていた方も料金的には500円でもまあまあかなという感じはするということでしたが、そういう声も聞いて頂きたいと考えます。

時間帯のことですが、9時が7時になりますと2時間短縮するということは財政的なこと

もあつたのかも知れませんが、一気に短縮されたようで、行くのにも今までの時間帯と違ってばたばた行くという感じは当初ありました。仕事帰りで入られる方は大多数の方は入られなくなっているのではないかなと思います。お風呂自体が銭湯ではないということも分からないではありませんが、そういう要素も含めて多くの方に利用して頂くということが一番の公共施設の趣旨ですので、時間帯については7時から8時に伸ばして試験的にやってみるということも試行錯誤しながら考えていく必要があるのではないかなと思います。時間が短くなって1年程度ですが、半年くらい様子を見るというお気持ちはございませんでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

福祉棟の浴場の精神は高齢者の生き甲斐対策事業としているわけです。その辺のところは、高齢者の生き甲斐対策はまず町民の方々の生き甲斐対策で発足しているわけです。時間を1時間延ばすということについては、今から施設をこのようにやって効率的に使うとするならばどうしたらいいか。町民が生き生きと暮らすという目的。もう1つ料金云々の問題は行財政改革の一環として審議会で審議してもらっています。そういうことを踏まえて私がここで上げるとか下げるとか、時間の延長ということの考えはもってないということです。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

石けん、シャンプーも設置されていて大変良いとは思いますが、料金問題が絡みますと中には石けん、シャンプーはなくても良いと。それよりも料金的なことが問題だという方もいます。町長は否定的なご意見でしたが、その辺を前向きに考えて頂き、審議会でご検討して頂きたいと思います。

次に室木線の各駅のマニュメントについて、跡地の問題についてお尋ねをいたします。財政が厳しい折からこのような要望をするのはいかがなものかなとも思いますが、先日カメラを下げた方が私の家の前で車を止めてうろうろされていました。何かあつたのかとお尋ねしましたところ、この付近に昔駅がなかったかというお尋ねでした。

私の家の近くの駅というと八尋駅でしたので何かの間違いではないかとお答えしましたが、話を聞いていますと、昔室木線が廃線になる頃、何かの冊子に載せるため写真と記録をとりに来たことがあると言われまして、今回必要に迫られて廃線以来始めて取材に訪れたということでした。室木線の跡が道路になっているということは聞いていたのですが、昔の面影は全くなくなって、駅のあつた位置が分からない様子でした。それで案内しようということで、各駅の跡をご案内したのですが、確かに町外の人からすれば分かりづらいたらうと思われました。その中でいろいろお話をしておりまして、各駅の位置を示すマニュメントのようなものがあればいいのではないかなということを感じました。特に若い世代の方たちにとって室木線があつたこと自体を知らない世代が多くなってきていると思います。

室木線の跡地は立派な道路となっていますので各駅の位置は明確に残っています。炭鉱盛んなりし頃、鞍手の中央を室木線が走っていたという歴史的遺産として各駅の跡にモニュメントを作成する計画はいかがなものでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

室木線の駅跡地に記念碑の標識をとということですが、旧国鉄室木線は石炭を輸送する運搬鉄道として明治41年に新設され、長年に亘り地域の発展に大きく寄与した路線でもありました。炭鉱の閉山に伴い、その使命を失い、その後は通勤、通学路線として利用されていましたが、国鉄再建法の施行により昭和60年3月には廃止されました。廃止から20年が経過し、路線跡地は幹線道路として生まれ変わりました。駅前跡地については民間に譲渡されたこともあって、駅跡地であることを示すようなものは現在残っておりません。全盛期の活躍を称え、後世に伝えていくための記念の標識を設置してはどうかというご提案だと思いますが、これまでそういう声もありませんでしたので、現在町としてはご提案の標識を設置する考えはありませんが、鞍手町の歴史を語る上で重要な役割を果たした人や歴史的資産等に対する認識や価値観は人によって様々だと思います。本町としては歴史民俗資料館を活用しながら可能なものについては展示、保存して参りました。この地域の歴史的移り変わり、それぞれの時代の重要な役割を担った人や歴史的資産、その背景については鞍手町誌等で後世に伝えていきたいと思っております。鞍手町誌にも一部掲載しているのが実態でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

否定的なご意見ですが、確かに資料館の方にはいろいろな資料が残っています。室木線は長年の歴史を考えると駅の標識のモニュメントくらいは建ててもいいのではないかと私は考えるのです。これから先も状況が許せばそういうことも考えて頂きたいと町長にご要望してこの問題を終わります。

次に教育の問題になっていますが、西川の浚渫問題について先にお尋ねします。

室木方面の西川の浚渫問題についてですが、本年度の西川浚渫におきまして鞍手診療所付近からラーメン屋味良さん辺りまでを浚渫予定になっていたと聞いておりますが、間違いありませんでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手町の方には県事業ですので、ここからこれまでしますというような正確な情報は入っておりませんが、質問者から工事量が減ったということの質問を受けておりますが、その辺

のところを県に問い合わせました。

浚渫する時に土の状況が非常に悪いということで、土を改良して搬出しなければならないということで、その改良するための費用、経費が掛かったということで、実際は500m浚渫するのが短く終わったという報告を県から受けています。中間経費で県はどのような土砂が出るということが掴めなかったから、実際に浚渫したら搬出出来る状態ではなかったということです。だから土壌改良をして持ち出したということを経費を受けています。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

地元の方からそういうご意見が出まして調べてみましたが、神社の前辺りから味良ラーメンまでが浚渫されないで残っています。その方も県にお聞きしたそうですが、当初は味良さんのところまで浚渫をするということをおられたそうですが、町長のご答弁によりますと土の状態が悪かったということで経費が掛かったというお話でした。

西川は葦が茂っておりまして今指摘しました区間以外でも長く伸びています。ところどころは浚渫していますが、状況的には良い状態ではありませんので、是非県の方に要望されて出来るだけ浚渫をして頂くように町としてもお願いをして頂きたいと思えます。

次に教育問題についてですが、第4次鞍手町総合計画後期基本計画2011年から2015年までの計画について冊子が出ていますので読ませて頂きました。

文科省による学校規模の基準を踏まえながら全町的な視点で統廃合について検討すると書かれていました。教育関係者のみならずPTA、地域住民、学識経験者等による検討委員会を設置し、学校再編方針及び計画を施策するとありますが、平成23年度からの取り組みということでもあります。既に23年度からの取り組みで24年に答申を出すと言われてはいますが、来年度からの取り組みであるということであれば、ある程度準備段階に入っているのかなと思えます。その辺の進捗状況はいかがでしょうか。教育長にお願いします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男

ご質問にお答えいたします。

ご承知のように文部科学省が学校規模の標準として小中学校共に12学級以上、18学級以下と学校教育法施行規則第41条に定めています。鞍手町でも児童生徒数が年々減少し、基準に沿った学校規模とはなっていないことから、文部科学省が示している適正規模の基準にあるように、児童や生徒が集団の中で切磋琢磨し、その資質や能力を育てていく環境を整えるためにも統合は必要であると考えております。現在第5次行政財政改革において審議されている段階でありますので、その答申の結果によります。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

第5次鞍手町総合計画ですか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男

第5次は行財政改革でございます。それを今審議中でございます。その中で学校統合問題について出されて来ると思います。答申を受けてからしか具体的な取り組みは出来ないかと思っております。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

そういうことであれば分かりました。近隣市町村を見ますと直方市や宮若市におきましては小中学校の統廃合について具体的な内容は出ておるように伺っています。これからの統廃合問題は避けて通れない問題だと思いますし、9月議会でも質問をいたしました。教育長もその辺のところはお分かりだと思いますので、近隣市町村に一步譲っている感じですが、是非前向きに考えて頂き1年でも早く統廃合が叶うようにご尽力をお願いしたいと思います。

室木小学校と西川小学校の統廃合については、1年ほど審議会が開かれましてありませんでしたが、その中でご父兄、卒業生の反対意見があったということですが、反対意見ばかりではありませんで、賛成の意見もあったように聞いております。また新延小学校に行っている方のご父兄ですが、学生数が少ないもので非常に頻繁に学校に出て行かなければならないということで苦情を言われている方もございました。学生数が100名以下になりますとご父兄の負担も大きくなるものと思われま。是非文部科学省の指導に沿った形に1日でも早くなりますようお願い申し上げまして私の質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で須藤 信一郎君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日14日を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時07分

平成22年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
平成22年 12月 15日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年 12月 15日 午後1時00分				日高直幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年 12月 15日 午後1時34分				日高直幸	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席 11人 欠席 2人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10番	川野高實		12番	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務 局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜久男	出 欠	企画財政 課 長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道 課 長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権 課 長	松 澤 守	出 欠	病院事務 局 長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民 課 長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	鯨 坂 健 二	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成22年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月15日 午後1時開議

第3号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例

日程第4 議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

平成22年12月15日（第3回）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

12月8日本定例会の会議録署名議員として毛利 喬君を指名しましたが、本日は欠席でありますので、本日の会議録署名議員として12番議員 栗田 幸則君を追加指名いたします。

次に日程第2 議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

県の医療費支給制度の中身が変わったということで、それに伴う改正ですが、母が死亡した児童、母の生死が明らかでない児童、これに該当する方がどのくらい見込まれるのかをお願いします。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

ご質問に対してお答えいたします。

母がいない児童ということですので、父子家庭ということになります。11月末現在で14件となっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第82号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

名称を「豊翔館」と改める条例改正案ですが、この名称は良い名称と思いますが、豊翔館だけでは学校であるというイメージがわからないのです。それで豊翔館高校という名称にすることは出来ないのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男

お答えいたします。福岡県立鞍手高等学校の分校の形をとりますので、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立〇〇校という形でしか標記のしようがありません。例えば今までは鞍手分校です。豊翔館を校に置き換えたという形で、豊翔館高校でありますと独立したような形になりますので、豊翔館高等学校は使えません。そのように解釈しております。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

正式には豊翔館だけで終わらないといけないけれども、通称として豊翔館高校というような呼び方が出来ればイメージとして良い響きがあると思います。生徒達も誇りを持って通学出来ると思います。進学する人にとってもこの高校を目指すということもあるのではないかと思います。豊翔館高校という言い方が出来ないものかと思います。

○議長 日高 直幸君

教育長

○教育長 山本 喜久男

趣旨は理解出来ますが、頭には福岡県立鞍手高等学校で、あくまでも公式には卒業証書等も鞍手高等学校卒業生になります。福岡県立鞍手高等学校卒業です。鞍手町立豊翔館高校卒業ではございません。これが鞍手町立というのが職員等は福岡県立高等学校の待遇です。鞍手町立でどこが違うかという、鞍手町立は学校施設設備の部分で成り立っているという内容でございます。再度申しますと福岡県立鞍手高等学校を卒業と。通称分校と言っておりますが、どうして分校名を外すかという状況ですが、県下では鞍手分校に似た学校がもう1校あります。それは嘉麻市に昔嘉穂農業高校大隈分校と言っていたのが現在では嘉穂中央高校大隈城山校という名称になっています。そこも卒業生は嘉穂総合高校の卒業生です。

公式文書上は鞍手高等学校という形になります。以上です。

○議長 日高 直幸君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第83号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に日程第4 議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書12頁をお開き下さい。1款 議会費、2款 総務費について12頁から16頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

14頁の町税過誤納金還付補助金追加40万5千円とありますが、これの中身がどのようなものか教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

町税過誤納金還付補助金追加40万5千円を今回増額補正させていただいております。

この分については鞍手町内にあります2筆の土地について小規模の住宅用地の特例を適用していなかったことによります税額還付であります。1筆については5年間分13、14、15、16、17年度で21万3857円、もう1筆は同じく13年度から17年度で19万1017円、この2筆の土地について小規模住宅用地の課税の特例をしておりませんでしたので、今回増額補正をさせていただいて還付を行うものであります。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

過去に遡って還付するということなのですが、どうしてこれが漏れていたのですか。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

本来宅地の上に建物が建てば通常2人で家屋調査に行きます。家屋の担当者と土地の担当者で行くのがベターなのですが、その時点ではっきりしたことは現在分かりませんが、家屋の担当者は必ず家屋調査に行きますが、土地の担当者がこの時点では行っていなかったのではと今では推測されます。これが分かった理由といいますのが相続の関係で土地が分からないので図面を全部欲しいということから今回こういうことが発見出来ております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

他にこういう所がある可能性はありますか。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

今私が申し上げられるのは無いように願っております。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について16頁から21頁まで質疑はありませんか。

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

18頁の児童措置費の子ども手当費減ですが、1181万7千円とあります。これに伴って国の負担金も減っておりますし、県の負担金も減っております。この理由はどういうことなのか教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

子ども手当費の減でございますが、最初の見込みの数の中に余分を見ていたということでございます。それと公務員の関係で、中学生の分が新たに加わるということでこの分を少し多く見ておりました。公務員は各市町村で支払うようになりますので、その分の把握が出来なかったということで、この分も多く見積もっていたということでございます。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

公務員の分というのは公務員の子弟が町ではなくて何処で払うと言っていましたか。もう少し詳しくお願いします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

例えば鞍手町役場の職員であれば職員の子ども手当の対象者は鞍手町が支払うようになります。鞍手町の住人が直方市に勤めておれば直方市の方でその分は支払うということでございます。所属町で支払うということになっております。鞍手町の職員であれば分かると思いますが、他の市役所や町役場、消防署等いろいろな公務員がありますが、この分については実際になってみなくては分からないということでございますので、申請を受け付けてみなくては分からない。申請が無ければこの人は公務員であることを確認するわけです。その点で公務員も含めたところで、最初は人数が分からないのでその分を含めたところで見積もっていたということでございます。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

子ども手当は申請になっていますが、予定している対象者で申請していない世帯はありますか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

申請していないところはうちの方から通知等を出しまして促しております。今のところはないと思います。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

同じく18頁の私立・広域保育所運営費負担金の追加が4326万8千円ありますが、これの中身はどういったもののでしょうか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

当初見込みの人数が途中入所によってこの数が増えております。実際は私立分のみですが当初見込みとの差が約44人、剣第二、西川第二、他市町も含めまして当初見込みより51名が私立の分で増えております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

51名見込みが違ったということですが、4300万円というのは大きな額です。この内の多くが西川第二、剣第二に流れたのかと思うのですが、その分町営の保育所が減っているということにもなります。今後のことですが、町営の保育所3園を維持出来るかということにも繋がってくると思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

私の方からお答えさせていただきます。町立の方も人数は増えております。ただ増え方は民間の方が増えているということでございます。剣第一が当初見込みからみますと4名増えております、古月保育所が7名、西川第一が1名です。剣第一保育所では11月末現在で72名おります。古月保育所は70名です。西川第一が38名です。剣第二が92名、西川第

二が79名でございます。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

児童数が減ってきていることをどのように思っているかということですが、今の時点では減る方向にあるけれども、減るという前提での意見は控えさせていただきます。いよいよ減れば当然統廃合という形になると思います。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

当然減れば統廃合ということになるだろうということですが、町長の任期はあと3年ちょっとあるわけで、その中の見通しとして今後どうするかということは重要な問題なのです。職員も抱えていますし、今後も剣第二については新しい園舎になります。これで一層私立の保育所に流れる可能性も多分にあるわけです。そういったことから考えますと町長として全く先の見通しを考えていないということに繋がるのです。もう少し町長として今保育所の問題というのは全国的にも子育て支援の面から見れば重要になっていますし、鞍手町としては定数が空くということにもなっているわけで、これをどのように活用するかとか。今減っているわけですが、減れば統廃合という話を言われましたが、活用して余所の方から来てもらえるような1つの手段としても使えるのではと思うのです。その辺を私は聞きたいと思ったのですがいかがですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今減るからといってそこまでは、基本的にはどういうことかということ減れば統廃合ということははっきりしています。その中で施設をどうするかということは考えておりません。その前に保育所が減った時点でどうするかということから入っていかないといけない。そういうものを将来展望して減るということを想定しながらそうすれば一番良いと思いますが、今の時点ではそこまで考えなくて良いと私は思っております。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

今の問題ですが、2年前に民営化しました。民営化することによってこれは行財政改革の一環としてやられたのですが、経費の節約になるということでやったわけです。確かに職員の人件費は減りました。しかし民間の方にどんどん流れていくと負担金が増えていくということで、建て替えの時には補助金を出さなければならないということで、民営化しても財政

的にプラスになっていないという感じがしますが、その辺の計算はどのようになっているか教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

民営化したメリット、デメリットということでございますが、今建て替えが行われておりますが、公立の保育所を建て替える場合には補助金は今出ません。一時前までは公立が建て替えるのに補助金で建て替えた経緯がありますが、ここ何年かは私立の保育所でないと補助金は出しませんということです。剣第二保育所は雨漏りがひどくて大変ということで、21年に民営化になりまして直ぐに安心こども基金という基金が国の方から下りてきました。それは県でプールしますが、県の方で安心こども基金を持っておくということで、その中から今の保育所を建てる分については補助金を出しますと。国からの丸抱えの県の安心こども基金ということでございますが、その基金を使って建て替えますということで今回建て替えられたということです。それで町は4分の1の負担をしますということです。あとの2分の1は安心こども基金の方から出るということでございます。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

確認の意味で今の問題なのですが、私立の保育所の方に51名増えたということですね。先程の課長の説明では公立の3つの保育所も増えているということですから、公立の保育所の子供が私立に流れているということではない。逆に言えばどちらも増えているので、幼稚園や今まで家で見られた方が保育所の方に来ているということで理解して良いのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

言われるように公立の方も増えております。だいたい毎年4月以降今頃の時期になると途中入所が増えてきます。今までもそういう傾向です。ただ剣第二と西川第二が突出して多かったということです。バスの送迎があるというのも1つの魅力かと思いますが、だいたい今頃の時期は中途入所が増えてきます。

○議長 日高 直幸君

他にありませんか。次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について21頁から25頁までの質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消費費から10款 教育費について25頁から29頁までの質疑はありませんか。

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

27頁の教育費でございます。工事請負費の減とありますが、これが提案説明の中にある中学校校舎の耐震補強工事の完了に伴う不用額というご説明がございましたが、その内容でしょうか。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

工事の減ということのご質問でございますが、これは鞍手北中学校、鞍手南中学校の校舎の耐震の工事でございます。これは第1工区、第2工区に対しまして入札残と設計変更による減額でございます。それと最初は鞍手南中学校に関しましては当初予算では概算額で出しておりました。それを実施設計で組んだところで減額になっておりますので、こういう数字になっております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

この予算の内訳を見ても特定財源となっております。特定財源はおそらく福岡県の産炭地域活性化資金が含まれているのではないかとお考えですが、これは鞍手町に入ってくる助成金だと聞いていますが、減額された金額の今後の使用計画や使用するのか返還するのか、計画がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

福岡県産炭地域活性化基金の助成金ですが、基金の助成金の配分額が1億900万円ありました。平成21年度で3039万7千円を使っております。平成22年度が6118万7千円ですので、残りが1741万6千円ということになります。この分については平成23年度に行う耐震化工事の部分に充てていくと考えております。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

26頁の使用料及び賃借料でコンピューター機器等使用料減とあります。予算額が352万8千円に対して254万2千円の減ですので大きいのです。これは小学校のパソコンのリース料だと思いますが、減った理由を教えてください。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

只今のコンピューター機器等の使用料の減でございますが、これは当初予算では年間分計上しておりました。これはこういった機種を使うとか細部を検討した結果、入札がずれまして、9月に入札しましたものですからこういった数字になっております。

○議長 日高 直幸君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。4頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。4頁から11頁までの質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

11頁に過疎対策事業債と過疎対策特別事業債と2つ項目があるのですが、この違いは何かということ。もう1つ鞍手町が過疎地域に指定された要因をお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

11頁の過疎対策事業債は一般分が1億6970万円。ソフト分ということで3500万円までの枠があります。その分についてこの特別事業債ということで上がっております。

過疎地域への適用要件ということで申しますと、人口要件があります。昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であることということで、本町の場合は36.6%であった。財政力要件で平成18年度から20年度の3ヶ年の平均財政力指数が0.56以下ということなのですが、本町の場合が0.465ということで適用になったということです。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

この2つの要件ということですが、財政力指数については以前に比べれば若干好転していると思うのです。だいたい0.43や0.44くらいだったと思うのです。行財政改革の成果が出ているのかどうか分かりませんが、若干好転しているのかと思うのです。0.56には満たなくてこの要件に当てはまったということと、人口については33%ということですが、これについては加速度的に人口が減ってきているのです。むしろ人口の減少をどのように食い止めていくかと。ボトムを何処までにするかと、人口に対する施策についてこの過疎対策事業債を有効に活用すべきではないかと考えています。しかし残念に思うのは今回の補正予算の中には、今まで地方債として普通に付いていたものや一般財源として充てられたものがこの過疎対策債に組み替わっている。これが大きな要因にあるのです。この組み替えによれば今までどの財源を使うか財源の場所が違うだけで、過疎対策に本当になるだろうか

と。財政には貢献するにしても人口の増加に結び付くような施策になっているのかという気がします。町長はどのようなお考えでこういった組み替えをなさったのかと。

もう1つこの約2億400万円についてどれに充てたのかこの2つについてお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

過疎の人口要件と財政力ということですが、人口要件が33%落ち込んだということについては対象になったわけですが、しかしその金を実際今使う金は過疎債に適用を受ける組み替えが出来るものはして、今日町の財政を円滑にするようにするのが人口対策という前の問題があるから、まずその辺を財政的に整理して、そして人口対策、企業誘致、定住措置をやって行かなければならない。そういう考えであります。あとの問題については担当課長の方から。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

2億470万円の過疎対策事業債の内訳について申し上げます。過疎対策事業債1億6970万円の内訳ですが、消防施設整備事業債の振替分として500万円。これは防火水槽の設置の関係です。学校施設耐震補強整備事業債の振替分が540万円、下水道債の振替分が8910万円、病院事業債の振替分が3400万円、上松尾ため池事業の関係で400万円、水田農業担い手機会導入支援事業で400万円、保育所等整備事業費補助金で2820万円。3500万円のソフト分の内訳といたしましては、農地水環境保全向上活動支援事業に200万円、計画転作互助方式推進事業に760万円、JRバス廃止に伴う代替バス補助金に380万円、西川線、中山中間路線バス運行負担金で、これは西鉄バスの分で1800万円、リサイクル団体奨励交付金事業で360万円という内訳になっております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

財源対策として一般財源から出しているものを過疎債として、過疎債が適用出来るものについては適用して振り替えて出すということと、あと学校だとか下水道関係は事業債であったものを過疎債に振り替えて出すというようなことで、新しい事業について過疎債を適用して取り組んだということにはなっていないのです。財源的なものとして1つの考え方はあると思うのですが、過疎債というのは期限が6年しかありません。私の考えですが、今後これが継続や新たな時限立法を組むという可能性は少ないと思っております。どこも日本は人口減少になりますからこういった恵まれた手厚いことが出来るかと非常に不安に思うのです。この6年間は町づくりの基礎を造る勝負ではと感じています。今年が1年目ですので、残り後5年間になります。今総合計画の後期計画を策定していますが、その中でもこの過疎債を

適用して新たな事業に取り組んで少しでも人口の減少を止めるということに振り向けてほしいと思うのですが、町長としてはどのようにお考えですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

23年度に向けて当初予算の中にそういうものを活かして行かなければならない。過疎計画の事業も皆さんのお手元にあると思います。そういう面で議会の中でも良いものがあれば意見を出して頂きたい。そして良いものは取り入れていくという形になると思います。過疎債というのはこれを無駄に使ってはいけない、そのために職員がどれだけ全力を尽くしているかということをご皆さんの前では言いませんが、それについては今後の町の活性化のためにどうしたら良いか非常に職員の方は一丸となって過疎事業に取り組んでいるということだけをご理解して頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第84号は総務文教委員会に付託したいと思っておりますがご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

3頁に一般会計繰入金が8352万円追加になっています。公共下水道事業というのはかなり余裕があると見ていたのですが、一般会計からの繰入金が補正前は1億8338万4千円で、補正を入れまして2億6690万4千円一般会計からの持ち出しになっているわけです。私が一般質問で質問をいたしました、下水道建設予算を使って町全体の消耗品を支給しているという内容だと思っておりますが、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

補正の8352万円については先程から出ています過疎債の振替です。企業債を下水道会計で8910万円減額しております。その分が補正で上がってきたという考え方です。今言われましたように下水道の特別会計は総務費と建設費というのがあります。建設費というのは事業に対して基本的には一般会計からの繰り入れは貰っておりません。総務費というのは維持管理費で、これは下水道の使用料で賄うということになってはいますが、鞍手町の下水道は普及率としまして30%くらいです。それで全部を賄うことが出来ませんので、その分については一般会計から貰っているという考え方です。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

先程の一般会計のところとも関連するのですが、下水道事業は本来下水道の企業債です。分なのです。これを過疎債に充ててこれも組み替えているということです。これは先程言いました過疎計画の中で下水道についても適用出来るということになっているからそうなのでしょうが、この企業債を償還していく分については利用者が受益者負担金又は利用料から返していくようになると思うのです。そういった意味ではこの過疎債を組み替えるというのはどうかと思うのです。むしろ下水道事業を今言われたように普及率の進捗状況が遅れているので、事業規模を拡大してより早く普及させるために使うのであれば、そういうことも可能かと。下水道を布設することによって新たに鞍手町に住む方が増える可能性があるということから考えますと、早く普及率を上げるために事業を増やすという考え方は出来ると思うのですが、そういう考え方はありませんか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一般会計から出してこれだけ下水道事業をしていますが、今一般会計の中で下水道事業というのはもの凄く一般会計の足を引っ張っているというくらい突っ込んでいるのです。約6億円で一般会計に占めるウエートはもの凄く大きいのです。質問者が言われるようにそれに突っ込んで行けば普及率は上がります。予算に対して最高の下水道事業をしているというこ

とはご理解して頂きたい。これ以上増やすということは一般会計上無理です。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

最初に一般会計から過疎債で充当するという事はどうなっていくのかということですが、基本的には過疎債を利用した場合に将来どういったメリット、デメリットがあるか試算をやっております。一般会計から繰り出し分の企業債を今過疎債に切り替えている分ですが、これは3年据え置きそれから償還ということになっています。その時点で繰入の調整は一般会計で持つべきでない部分です。これは調整していくということで理解して頂きたいと。

今の時点では出来るだけ利用出来るものを利用したいと。過疎債はヒアリングを受ければ上限がないものですから、出来るだけ活用出来るものからして行きたいということでこういう取り組みをさせて頂いております。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

それで今まで2億ずつ国、県から出して4億で事業をやっているではないですか。それにプラスして過疎債として新たな事業を、プラスアルファの下水道事業を組むことだって可能かなと思います。普及率が他の1市3町に比べてが上がっているというのなら別ですが、鞍手町は他の自治体に比べて遅れていますよね。地域の実情というのがあると思うのです。集落が点在している等いろいろなことがあると思うのですが、それにしても計画区域の中の普及率が遅れているのです。それを上げるために活用するという事は良いと思っています。しかし先程言いましたように原則企業債でするものは利用料金と受益者負担金で返していくものだろうと私は思っておりますので、それを組み替えるということについてはどうかと思っていますがどうですか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

別枠でその分増額したらどうかということも当然考えられることだと思います。当然事業費が大きくなると一般会計の繰出金も当然増えるといった時に、それが今後5年から10年間の財政シミュレーションを見た時に、当然3年間据え置きの、その後償還というのが始まって来るものですから、どうしても今の段階では財政的に無理なのではということで、今の状況では慎重に行きたいというのが本音であります。当然受益者の使用料で賄えれば良いのですが、まだ時間が掛かるといった中で、どうしても一般会計の方にもしわ寄せがくるという前提で無理したくないという考えがございます。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第86号は総務文教委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

8頁ですが、入院収益が7千万円減となっております。この理由をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

当初予算の時入院は一応整形外科医が来るということで予算計上いたしております。その時全体で1日平均約186名、今現在180.5名で推移しております。今回、入院患者に対する看護職員の基準を13対1から10対1の上位基準に変更しました。その単価を当初は3万円程見ておりましたが、そこまで行きませんでした。それと今度の診療報酬改正によりまして、回復期病棟が約40床ありますが、これの入院単価が1日当たり2100円上がりました。最終的にそこを相殺しまして約7千万円の減額になったということです。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

9頁ですが、減価償却費追加8476万9千円の理由をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

町からの繰り入れを前期と後期で行っている関係で、これは後期分ということで後期で組みまして頂いております。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第87号は民生産業委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 87 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 8 議案第 88 号 平成 22 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

香原議員。

○ 3 番 香原 暹君

1 頁の第 3 条ですが、これに対する提案説明がありまして、提案説明の 9 頁に予算第 3 条に定める収益的収入及び支出に於いて、入所者の負担限度額変更に伴う調整や通所者の利用時間の延長に伴う収入等の調整を行った結果とありますが、この辺の意味の説明をお願いします。

○ 議長 日高 直幸君

病院事務局長。

○ 町立病院事務局長 中野 眞路君

最初の負担限度額ですが、課税世帯によって食事代が変わってきますので、それによる調整が発生しております。もう 1 つサービス時間ですが、一応 4 時間から 6 時間の場合、要介護 1 でしたら 5 1 5 0 円です。以前はこの時間帯を利用し通所する人が多かったのですが、現在は 6 時間から 8 時間になりますと 6 8 8 0 円で 1 回当たり 1 7 3 0 円上がります。今回、そういう調整をさせていただいております。

○ 議長 日高 直幸君

他に質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 88 号は民生産業委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 88 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。明日 16 日から 21 日迄の 6 日間を委員会審査のため休会したいと思いますと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご意義なしと認めます。よって明日 16 日から 21 日迄の 6 日間を委員会審査のため休会といたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって散会します。

散会 13 時 34 分

平成22年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成22年 12 月 22日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年 12 月 22日 午後1時00分				日 高 直 幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年 12 月 22日 午後1時57分				日 高 直 幸	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席 12人 欠席 1人 欠員 0人						
会議録署名 員	10番	川野高實		11番	毛利 喬	

職 務 出 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠	
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠	
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠	
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠	
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠	
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠	
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠	
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠	
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
	議 事 日 程						
別 紙 の と お り							
付 議 事 件							
別 紙 の と お り							
会 議 経 過							
別 紙 の と お り							

平成22年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月22日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第67号 平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第62号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第14 議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）（総務文教委員長報告）
- 日程第15 議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例（民生産業委員長報告）
- 日程第16 議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（民生産業委員長報告）
- 日程第17 議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）
（民生産業委員長報告）
- 日程第18 議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
（民生産業委員長報告）
- 日程第19 議案第91号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書
- 日程第20 議案第92号 「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書
- 日程第21 請願第2号 T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書の提出を
求める請願（民生産業委員長報告）
- 日程第22 陳情第7号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（T P P）交渉への参加に反対する
意見書の提出に関する陳情（民生産業委員長報告）
- 日程第23 議会活性化等に関する調査について
（議会活性化等に関する調査特別委員長報告）
- 日程第24 閉会中の継続事件

平成22年12月22日（第4日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第59号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手あり）

挙手多数です。よって議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第65号及び日程第3 議案第67号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 7 号 平成 2 1 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 8 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 5 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 7 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 5 号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 7 号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 5 号 平成 2 1 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 5 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第 6 7 号 平成 2 1 年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 7 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 4 議案第 6 0 号から日程第 1 1 議案第 6 9 号までの 8 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○ 1 3 番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

- 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 1 号 平成 2 1 年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 2 号 平成 2 1 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 3 号 平成 2 1 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 4 号 平成 2 1 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 6 号 平成 2 1 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 8 号 平成 2 1 年度鞍手町病院事業会計決算認定。
議案第 6 9 号 平成 2 1 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 8 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 0 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 1 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 2 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 3 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 4 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 6 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 8 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 9 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第62号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 1 2 議案第 8 3 号から日程第 1 4 議案第 8 6 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○ 6 番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 8 3 号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例。

議案第 8 4 号 平成 2 2 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）。

議案第 8 6 号 平成 2 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

本委員会は 1 2 月 1 5 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべ
ものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○ 議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 8 3 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 3 号について討論はありませんか。

須藤信一郎君。

○ 1 番 須藤 信一郎君

創立 6 0 周年を機に検討委員会におかれましては、校名変更という前向きな姿勢が示され
た訳ではありますが、現実問題として定員 2 4 0 名のところ学生数は 1 0 6 名と、充足率は定
員の 4 6 % であります。

また町内より通学している学生数は 1 2 名を数えるのみであり、県下で大隈城山高校と 2
校しかない経営形態である本校を敢えて存続させる必要があるかどうか、疑問を抱かざる
を得ません。

町財政の厳しいおりから、3 千万円程度の支出を余儀なくされていると聞いていますが、将
来的な小中学校の統廃合問題と絡めて、鞍手分校の在り方も再度検討する時期に来ているの
ではないかと考えられます。一般県立高校、私立校においても、今後定員割れするところも

出て来る現実性を考えますと、50%以下の生徒数しか確保していない本校をなし崩し的に存続させて行くこと自体に疑問が残るように思われます。

今後の学校の在り方について、町長、教育長のご検討を切に希望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

○議長 日高 直幸君

今の件は、質疑に対する問題であり、反対討論ということにはならないと思っております。この関係については議案と全然違う問題だと考えています。

次に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第84号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第86号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第15 議案第82号から日程第18 議案第88号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）。

議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）。

本委員会は12月15日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第82号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第85号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第87号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第82号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第85号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第87号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第88号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 5 号 平成 2 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 7 号 平成 2 2 年度鞍手町病院事業会計補正予算 (第 2 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 8 号 平成 2 2 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 1 9 議案第 9 1 号及び日程第 2 0 議案第 9 2 号の 2 件を一括して議題とします。

提出者を代表して 6 番議員 岡崎邦博君に趣旨説明をお願いします。

○ 6 番 岡崎 邦博君

議案第 9 1 号及び議案第 9 2 号の 2 件を一括して提案いたします。

議案第 9 1 号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書。

議案第 9 2 号 「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日提出。

提出者 鞍手町議会議員 岡崎邦博。提出者 同じく宇田川亮。

提案理由

地方自治法、(昭和22年法律第67号)第99条並びに鞍手町議会会議規則、(昭和62年鞍手町議会規則第1号)第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 日高 直幸君

お諮りします。

議案第91号及び議案第92号の2件は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号及び議案第92号の2件は、質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

議案第91号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を採決します。

本案は原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第91号は原案どおり可決されました。

次に議案第92号 「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書を採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第92号は原案どおり可決されました。

次に進みます。

日程第21 請願第2号を議題とします。

本請願は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第2号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出を求める請願。

本委員会は、12月8日に付託された上記の請願を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第2号について討論ありませんか。

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

私は請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願に、反対の立場から討論を行います。

請願者は、TPPに関する交渉に入ることは、我が国の農業に壊滅的な打撃を与えると主張していますが、果たしてそうでしょうか。

確かに農林水産省は、TPP参加で高関税という防護壁を失えば、国内農業は壊滅的な打撃を受けると主張しています。もともとTPPは2006年5月に、ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイの4カ国で発効した経済連携協定（EPA）です。

その後アメリカ、オーストラリア、マレーシア、ペルー、ベトナムが参加を表明し、カナダとコロンビアも参加の意向を明らかにするなど、近年急速に注目度が高まって行きました。

注目が高まった最大の要因は、アメリカが参加を表明したことにあります。日本がこのTPPに参加すれば、アメリカと自由貿易協定（FTA）を同時に結んだことになり、今までの遅れを取り戻すことになり、その経済効果ははなはだ大きいものになります。

経済産業省は、もしTPPに日本が参加しなければ日本の自動車産業は、米国市場でのシェアを韓国に奪われ、実質GDPが10.5兆円減少すると試算しています。

確かに農林水産省が指摘するように、現在77.8%もの関税をかけているコメについては、外国産米が安く入って来ることによって、大きな打撃が生じることは有り得ると思います。しかし、協議をするからといって直ぐに参加出来るわけではなく、カナダのように時期尚早などといって、待たされることもありますし、また参加しても即時に関税を撤廃しなければならないというものではなく、10年間かけて徐々に減らして行くことも可能なのです。その間に競争力を高め、むしろ積極的にコメの輸出に踏み切れば差引大きなマイナスにはならないと思うものであります。日本のコメはそんなに外国との競争に負けるようなものなのでしょうか。

現在国産米は60kg当たり1万3000円です。中国産米の輸入価格は、10年前の3倍の1万円と、日本米と大きな差はありません。カリフォルニアから輸入するにしても、コストが多く掛かります。また今アジア各国で日本食ブームが起きています。オーストラリアやロシアでも日本食ブームです。日本食には何と言っても日本のコメです。その時日本のコメは高い評価を受けるのではないのでしょうか。また日本のコメに慣れた人々が直ぐに外国産米に切り換えるとは到底思われません。

それでも、コメにあまりお金をかけたくない人にとっては安いコメが食べられるということは、むしろ有難いことです。TPP参加によって輸入が増えますが、輸出も増えるということを入念に入れておかなければ論議にならないと思います。

日本の農業は、TPPに参加しなければ、後10年も経てば立ち行かなくなると私は思います。それは働き手が平均66歳と高齢で、しかも後継者が不足しているからです。その原因は、長年続いた減反政策にあると言っても過言ではないと思います。米価維持のためにコ

メの需要が減るに合わせて、作付面積を年々減らして行くという、正に農家の人の本来あるべき姿である、少しでも作付面積を増やし、反当たり収量を増やすという積極的な攻めの動きを封じて来たことによるものではないかと思えます。その間、食糧需給率は80%から、今は半分の40%です。農林水産省はTPPに参加すれば、食糧需給率40%が14%に急落し、食の安全保障が失われると脅しています。

食糧需給率を減らしたのは、むしろ農林水産省と、それに協力した農協ではなかったかと私は思います。私は食の安全保障とは、いざという時に、自国も含めて、いかに多くの国が安定的に食糧を供給してくれ、食糧を確保出来るかであって、自国に閉じこもっていただけでは真の意味での食の安全保障ではないと思えます。

世界の人口は現在69億人です。しかし2050年には91億人まで増えるといわれています。コメが余って売れないどころか、大変な不足状態が生じると思えます。

今こそ減反政策をやめ、コメも、コメ以外の農産物にも創意工夫を凝らして、品質改善と増産に積極的に踏み切る時であると思えます。これからは農業の時代であると思えます。これからの若い人が農業に積極的に挑戦出来るように選択の幅を拓けておくことが私たちの使命ではないでしょうか。温かく保護するばかりではなく、競争にさらされてこそ強くなるものです。若い人達にはその力があると信じます。

黒船来航以来150年、日本は諸外国との交易によって国力を増大して来ました。しかし今の日本はコメの関税率77.8%という、いうならば、コメに関してだけは未だ鎖国状態にあるといわなければなりません。

日本はTPPへ参加のための協議を1日も早く開始しなければなりません。協議もしてはいけないというようなことでは、座して死を待つに等しいと思えます。

TPP参加をきっかけに、国民的な議論を深め、戦略的な「強い農業」を目指して行くべきであると思えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書の提出を求める請願に対し、賛成討論を行います。

TPP参加国は否応なしにすべての貿易品目にかかる関税0を求められます。一握りの輸出大企業にとっては、これが輸出増大の弾みになり、外国産農産物との関税なしの価格競争にさらされる日本の農林水産業は大打撃を受けます。農水省の試算でコメは90%減、小麦は99%減、牛は75%減と壊滅します。これによって食糧自給率は現在の40%から14%に激減することになります。北海道での試算では農業生産への打撃は、その関連産業にも同等の打撃を与え、地域経済へは1.8倍の規模で波及すると出ています。農業生産の減少は食品加工など中小企業を含む地域産業に打撃を与えます。

農業所得の減少は購買力の低下に繋がり、地域の小売業やサービス業の低迷にも直結します。このようにTPP協定への参加は、農家、第1次産業の従事者だけの問題ではありません。商工関係者や消費者をはじめ、国民的課題です。TPP反対は農家のエゴであるどころではないことは明白です。

またTPP参加について、バスに乗り遅れるなどか、世界のすうせいだという方もおられます。しかし、交渉に参加している国を合わせても9カ国しかありません。結局2国間のFTAが進まないアメリカ、オーストラリアという農林水産物輸出大国に門戸を開くことが目的で、アメリカにとってはアジアでの経済基盤を確保するためのものです。日本でTPP参加を最も強く求めているのは日本経団連、中でも自動車、電気等の輸出大企業です。内閣府の試算では、TPPの参加で実質GDPで0.48%から0.65%と殆ど増えることはありません。一部の輸出大企業の利益のために、農業もそれに繋がる地域社会もめっちゃくちゃにするものです。

更に、金融、保険、公共事業の入札、医師、看護師、介護士などの労働市場の開放まで含まれています。賃金も、アジア諸国の低賃金との競争にさらされ、大幅に引き下げられる危険も含んでいます。市場原理万能で、何でもかんでも市場任せにしていこうというやり方は、農業を見ても、環境を見ても、雇用を見ても破たんは明らかです。

そこをはっきりさせて、それらを守るルールをつくるのが、まともな経済発展の方向だということを指摘して、賛成討論終わります。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

私は請願第2号の賛成の立場を明確にするために意見を述べます。

10月、菅総理の国会所信表明演説で、参加検討に言及したことで脚光を浴びることになりました。

TPPは、太平洋を囲む国々が国境を越えて、人、物、金、サービスなどを自由に移動出来るよう、2006年にシンガポールなど4カ国で始まりました。現在アメリカやオーストラリアなども参加の交渉に入り、2011年11月には9ヶ国に広がる見通しであります。これを受けて日本も11月9日、TPPについて関係国との協議を開始するとした、経済連携に関する基本方針を閣議決定したのです。

問題は加入すると、輸入品関税をなくすことになります。外国企業の進出や投資、労働者の受入も含め、規制が出来なくなり、アメリカやオーストラリア等から安い農畜産物が大量に輸入されることになります。農林水産省の試算によりますと、農業の関連産業を含めた損失総額は7兆9千億円、農業だけでなく、地域経済、社会も壊滅的な打撃を受けると見られます。

国は農業政策で主として、半世紀に渡りコメの減反農政は何であったのか、国政は消費者

に対しても、T P P参加が食や地域の在り方を換えてしまう問題であることを、粘り強く訴えて行くことが大事であると思います。私はこれで賛成討論を終わります。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第2号 T P P (環太平洋経済連携協定) への対応に関する意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第22 陳情第7号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第7号 環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉への参加に反対する意見書の提出に関する陳情。

本委員会は、12月8日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第7号 環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉への参加に反対する意見書の提出に関する陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第7号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第23 議会活性化等に関する調査について議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

川野議会活性化等に関する調査等特別委員会委員長。

○10番 川野 高實君

議会活性化等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は住民のための、より開かれた議会を目指すと共に、行財政改革の視点から議会の効率的な運営を図るための方策を調査、提言するものであります。

調査項目としましては、議会活性化、議員報酬、議員定数の3項目について調査を行ってまいりました。その調査の経過や内容については、調査報告書に記載しているとおりでございます。

尚、調査項目の内、決定した項目について概略を申し上げますと、先ず議会活性化につきましては、質疑の回数制限撤廃の検討。

現行の一括質疑方式では、的確な答弁が得られないまま回数の制限により、質疑をうち切られることがあることから、議案質疑を一括質疑方式から、一問一答方式に変更し、本年の9月定例会から実施しているところでございます。

また会議録検索システムの導入の検討でございます。自宅に居ながら会議録を閲覧出来るようにするため、次期電算システムの更新に合わせ、会議録検索システムを導入することとし、当面はPDFによる閲覧により、本年の3月定例会から鞍手町ホームページで閲覧が出来るようにいたしました。

次に議員報酬の検討です。報酬を削減する意見や、現行どおりとする意見等がありましたが、本委員会は本町の議員報酬が、社会状況及び類似団体の平均額にほぼ均衡した額であり、現行の額が妥当な額であると判断し、報酬を改正するに当たっては、特別職報酬審議会の意見も尊重することにいたしました。

また議会交際費の検討では、議会交際費の基準を制定し、議会交際費の執行状況と合わせ、鞍手町ホームページに公表することを決定し、本年の4月から公表いたしています。

次に政務調査費の検討では、交付額を減額する意見と現行どおりとする意見、2ヶ年に限り半減する意見等がありましたが、本委員会は今期は従来どおりとし、来期は2ヶ年の限り月額2万円を1万円に減額し、その間見直しについて検討することにいたしました。この12月定例会において、議案を提案し、議決を頂いたところでございます。

次に費用弁償の検討では、費用弁償を廃止する意見と、50%削減する意見と、交通費として実費支給する意見、町外に限り支給するという意見がありましたが、本委員会は、来年

度から町外に公務のため旅行した時に費用弁償を支給するものとし、この12月定例会に於いて議案を提案し、議決を頂いたところでございます。

最後に議員定数については、議員定数の検討で定数を削減する意見と、現行どおりの意見に分かれましたが、これまで7年間で2回改定し、計7人を削減していること。また類似団体と比較しても議員定数が多すぎるという状況ではないことから、本委員会としては、今回議員定数の見直しは見合わせることにし、引き続き協議することが適当であると判断いたしました。

以上、決定した項目について申し上げましたが、この他、休日、夜間議会の開催、議会報告会の実施、説明員の反問制度の導入、通年議会制度の導入等については、引き続き議論していく必要があると判断し、全員協議会、或いは全員懇談会で検討することにいたしました。本委員会としましては、今後全員協議会等で検討されることを要望して、議会活性化等に関する調査特別委員会の調査報告といたします。

以上会議規則第76条の規定により報告します。以上です。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議会活性化等に関する調査について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議会活性化等に関する調査は以上で終了することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数と認め、調査を終了することに決定しました。

これをもって議会活性化等に関する調査を終了いたします。

次に日程第24 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

これにより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、継続審査にすることに決定いたしました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第7回定例会を閉会いたします。

散会 13時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 川 野 高 實

議員 毛 利 喬

議員 栗 田 幸 則

平成22年12月22日

鞍手町議会

議長 日高直幸

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道、及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
	陳情第3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査